電気供給約款【低圧】

東北エリア

東京エリア

中部エリア

北陸エリア

関西エリア

中国エリア

四国エリア

九州エリア

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

電気供給約款【低圧】

（東北エリア）

令和３年７月１日実施

[最終改定日：令和８年１１月１日]

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【東北エリア】

Ⅰ 総　　則 1
1　適　用 1
2　定　義 1
3　単位および端数処理 2
4　実施細目 3
Ⅱ 契約の申込み 4
5　供給契約の申込み 4
6　供給契約の成立および契約期間 4
7　需要場所 5
8　供給契約の単位 7
9　供給の開始 7
10　供給の単位 7
11　承諾の限界 7
12　供給契約書の作成 7
Ⅲ 契約種別および料金 8
13　契約種別 8
14　定額電灯 8
15　従量電灯 9
16　低圧電力 15
Ⅳ 料金の算定および支払い 18
17　料金の適用開始の時期 18
18　検針日 18
19　料金の算定期間 18
20　使用電力量の計量等 19
21　料金の算定 19
22　日割計算 20
23　料金の支払義務および支払期日 20
24　料金その他の支払方法 21
25　延滞利息 22
Ⅴ 使用および供給 24
26　適正契約の保持 24
27　力率の保持 24
28　需要場所への立入りによる業務の実施 24
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 25
30　供給の停止 25

31　供給停止の解除 26
32　供給停止期間中の料金 26
33　違約金 26
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 27
35　制限または中止の料金割引 27
36　損害賠償の免責 27
37　設備の賠償 27
Ⅵ　契約の変更および終了 29
38　供給契約の変更 29
39　名義の変更 29
40　供給契約の終了 29
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 30
42　契約の解除等 30
43　供給契約消滅後の債権債務関係 31
Ⅶ　供給方法および工事 32
44　供給地点および施設 32
45　架空引込線 32
46　地中引込線 33
47　連接引込線等 34
48　中高層集合住宅等への供給方法 34
49　引込線の接続 34
50　計量器等の取付け 35
51　電流制限器等の取付け 35
52　専用供給設備 36
Ⅷ　工事費の負担 37
53　一般供給設備の工事費負担金 37
54　特別供給設備の工事費負担金 38
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 39
56　特別供給設備等の工事費の算定 39
57　工事費負担金の申受けおよび精算 40
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 41
Ⅸ　保安 42
59　保安の責任 42
60　調査 42
61　調査等の委託 42
62　調査に対するお客さまの協力 42
63　保安に対するお客さまの協力 42
64　自家用電気工作物 43

X　その他 **44**
65　反社会的勢力の排除 44
66　管轄裁判所 44
67　この供給約款の実施期日 44
附　　則 **45**
別　　表 **48**
【別紙】 **70**

Ⅰ 総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した書面（以下併せて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

（9）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10)　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11)　夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12)　その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

(14)　貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(15)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 目までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。） をいいます。

(16)　一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての東北電力ネットワーク株式会社をいいます。

(17)　接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18)　接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

3　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1）　契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2）　契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（3）　契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いた

します。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（4）　使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（5）　力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6）　料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

4　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行っていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

5　供給契約の申込み

（1）　お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（2）　契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（3）、15（従量電灯）（1）から（3）の各ハおよび（4）ハおよびニおよび（5）から（7）の各ハならびに16（低圧電力）（3）および（4）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（3）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（4）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（5）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（1）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止

条件として、成立いたします。

（2）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（3）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（1）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	3 段階料金
		一律単価料金 （CO2 ゼロホームプラン）
		定率割 2-A
		定率割 2-B
		定率割 2-C
		一律単価料金 （CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（１）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　料金

料金は別紙に記載いたします。

（５）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15　従量電灯

（１）　３段階料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（２）　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であ

ること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（3）　定率割 2-A、2-B、2-C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 定率割 2-A　：　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上 10 キロボルトアンペア以下であること。

定率割 2-B　：　契約容量が 11 キロボルトアンペア以上 20 キロボルトアンペア以下であること。

定率割 2-C　：　契約容量が 21 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合

計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	**95パーセント**
次の14キロボルトアンペアにつき	**85パーセント**
次の30キロボルトアンペアにつき	**75パーセント**
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（4）　一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の

CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（５） 時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（６） 時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ハ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ニ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ハ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ニ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化

石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16 低圧電力

（1）季節別プラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の

係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

IV　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約にかかる接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外ししたごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 11〔日割計算の基本算式〕（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 11（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日にお客さまの料金の支払義務が発生します。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月の末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）　料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \quad \times \quad \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（1）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与

することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ヘ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ニ　非常変災の場合

ホ　系統全体の需要が大きく低下し、調整電源による対策の実施にもかかわらず、原子力または水力発電を抑制する必要が生じた場合

ヘ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気

機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合
　　修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営

推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（2） 前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の1週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から1週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給にかかる料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42 契約の解除等

（1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ 支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反

した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要揚所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4） 当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46 地中引込線

（1） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2） （1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3） 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含

みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に

は、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（１）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（１）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（５）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

51　電流制限器等の取付け

（１）　需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により取付けられます。

（２）　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（３）　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

52　専用供給設備

（1）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（2）　（1）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（2）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（3）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（1）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける（その超過こう長に次の金額を乗じてえた）金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,410 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**27,720 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点にかかる配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{無償こう長}\end{array} - \begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{工事こう長}\end{array}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（5） 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 12（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6） Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54 特別供給設備の工事費負担金

（1） お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

ロ 52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（2）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）または 51（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（１）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（２）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

（３）　54（特別供給設備の工事費負担金）（１）の場合で、その工事費を 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（１）および（２）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（４）　工事費を一般送配電事業者により定められる単位当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められる場合（（３）の場合を除きます。）は、（１）または（２）にかかわらず、工事費を当該金額に基づいて算定いたします。

（５）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（6）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または 54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）（53〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、当社は、一般

送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5） 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58 供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

X　その他

65　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

66　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

67　この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和３年７月１日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

新潟県 妙高市および糸魚川市

2　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定に基づき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、15（従量電灯）（1）から（3）の各ニおよび（4）ホおよび（5）から（7）の各ニにかかわらず、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたし

ます。

イ　基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ)　定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ)　(ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたも

のといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費等調整

（1）各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに 次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（2）N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（3）当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3 燃料費調整

（1） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α=0.1152

β=0.2714

γ=0.7386

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31{,}400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から	翌年の3月の検針日から

翌年の 1 月 31 日までの期間	4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ　燃料費調整額

(イ)　定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低月額料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	**85 銭 9 厘**
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	**1 円 71 銭 7 厘**
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**3 円 43 銭 5 厘**
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**5 円 15 銭 2 厘**
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**8 円 58 銭 8 厘**
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**8 円 58 銭 8 厘**
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**2 円 56 銭 5 厘**
	ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**5 円 13 銭 0 厘**
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**5 円 13 銭 0 厘**

ロ　従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**22 銭 1 厘**

（3）　燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4　電源調整

（1）　電源調整額の算定

イ　　電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1キロワット時につき	**5円28銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ)市場調整価格

供給区域に応じた1キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、（ロ）に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、または、13円00銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－7円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ)平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)09:00から15:00、(ii)15：00から21：00、(iii)21：00から09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
東北	(i)09：00 から 15:00	0.15
	(ii)15：00 から 21：00	0.70
	(iii)21：00 から 09：00	0.15

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**1 円 00 銭**

（2）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から	その年の 7 月の検針日から

7 月 31 日までの期間	8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6 負荷設備の入力換算容量

（1） 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量

	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 （ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（２）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	―	180	
65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（３）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5

		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルト ピーク超過 100 キロボルト ピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルト ピーク超過 125 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト ピーク超過 150 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した１次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

（５）　その他

イ　（１）、（２）、（３）および（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{array}{l}\text{力率 }90\text{ パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{array}{l}\text{力率 }80\text{ パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

8　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　一照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
		50 ヘルツ	60 ヘルツ
100	10	4.5	3.5
	15	5.5	4.5
	20	9	5.5
	30	11	9
	40	17	14
	60	21	17
	80	30	25
	100	36	30

200	40	4.5	3.5
	60	5.5	4.5
	80	7	5.5
	100	9	7

ロ　ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	50 ヘルツ	60 ヘルツ
3,000	30	20
6,000	50	30
9,000	75	50
12,000	100	50
15,000	150	75

ハ　水銀灯（標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

（２）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1	1/8	1/4	1/2	1
	（キロワット）	0.1	0.2	0.4	0.75	0.1	0.2	0.4	0.75
標準周波数		50 ヘルツ				60 ヘルツ			
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	100	40	50	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40	20	20	30	40

（ロ） 3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3）　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（4）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（4）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2） 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

10 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1） 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（2） 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（3） 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（4） 参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（5） 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100 \text{ パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

11　日割計算の基本算式

（１）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量} = \text{各段階の閾値} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（２）　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の暦日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（１）にいう検針期間の日数は、（２）に準ずるものといたします。

（４）　（１）から（３）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

12　標準設計基準

（１）　高圧および低圧電線路

イ　一般基準

(イ)　電圧降下の許容限度

高圧および低圧電線路（受電地点から受電地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路および供給地点から供給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧

降下の許容限度の標準は、次のとおりといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧（V）	電圧降下の許容限度の標準値（V）
100	6
200	20
3,300	300
6,600	600

ただし、既設電線路を利用する場合または他者と同時に供給設備を私設する場合は、他者の電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

(ニ) 電線路の設計

電線路の設計については、その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものを超えないものといたします。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設方法

a 高圧および低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧の架空電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の架空電線路の支持物は、コンクリート柱または複合柱を使用し、選定にあたっては技術上、経済上適当なものといたします。ただし、コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上不適当と認められる場合には、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧および低圧の架空電線路の標準径間は、次によります。

標 準 径 間

施設地域	標準径間
市街地	45メートル
その他	55メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じた。ただし、根入

れ、電線の弛度、装柱、交叉、建物、引込線、積雪等を考慮し一般送配電事業者が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

支 持 物 の 長 さ

支持物の長さ（m）	10	12	14	16

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の架空電線路で使用するがいしは、次によります。

	引通箇所	引留箇所
高圧	高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし
低圧	低圧用一本化ラック	低圧用一本化ラック
	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
	低圧引留がいし	DV グリップ

(ヘ) 架空電線の種類および太さ

a 高圧および低圧の架空電線には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。

b 高圧および低圧の架空電線の種類は、絶縁電線を使用いたします。

c 高圧および低圧架空電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮し、必要最初のものを次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流 （単位：A）

		高圧絶縁電線（OC）	低圧絶縁電線（OW）	引込線ビニル絶縁電線（DV）	
				2 心	3 心
単線（mm）	3.2	－	－	61	54
	5.0	142	103	－	—
より線（m ㎡）	22	－	－	127	111
	60	276	206	－	193
	100	－	－	－	262
	150	487	－	－	－

(ト) 架空電線の配列及び変台装柱

a 高圧および低圧の架空電線の配列は、特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

b 柱上に変圧器を施設する場合は、変台装柱または懸垂装柱とし、1 次側に使用する開閉器は高圧カットアウトといたします。

(チ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、需要の実情を考慮し、一般送配電事業者が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

柱上変圧器容量

容量（ kVA）

5	10	20	30	50	75	100	50+30＊	100+50＊

（注）＊：変圧器容量 50+30kVA および 100+50kVA は、灯動共用変圧器の容量といたします。

(リ) 電力用変圧器の結線

3 相供給に対しては、原則として単相変圧器 2 台を使用した V 結線または灯動共用変圧器の使用により供給いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合は、単相変圧器 3 台をΔ結線により供給することがあります。

(ヌ) 高圧負荷開閉器の取付け及びその種類と容量

a 高圧の架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。

b 高圧負荷開閉器の種類は、気中を標準といたします。但し、技術上やむを得ない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

c 高圧負荷開閉器の容量は、不過電流および短絡電流を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容量（A）	300＊	400

（注）＊：高圧負荷開閉器容量 300A は、SOG 型開閉器の容量といたします。

(ル)特殊線路

a 塩、塵などの汚損地域に施設する架空電線路には、その程度の応じた耐塩設備を使用いたします。

なお、汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩、塵埃汚損区分表

<table>
<tr><td>汚損
種類</td><td colspan="3">塩</td><td>塵埃</td></tr>
<tr><td rowspan="3">汚損
区分</td><td colspan="3">海岸からのおおよその距離
または
想定最大等価地塩分付着量</td><td>想定最大
等価塵埃付着量
（塩分換算）</td></tr>
<tr><td>軽汚損地区</td><td>中汚損地区</td><td>重汚損地区</td><td rowspan="2">0.12mg／c ㎡以上</td></tr>
<tr><td>15km 以下
または
0.06 mg／c ㎡以上</td><td>4.0km 以下
または
0.12mg／c ㎡以上</td><td>1.5km 以下
または
0.35mg／c ㎡以上</td></tr>
</table>

b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

c 雪害、風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の地中電線路の施設方式は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式とすることがあります。

なお、暗きょ式にはキャブ（CAB）方式および電線共同溝（C・C・BOX）方式を含むものといたします。

a　直接埋設式

車輌その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合

b　暗きょ式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ)　ケーブルの種類および太さ

a　高圧および低圧の地中電線路に使用するケーブルの種類は、原則としてビニル外装ケーブルといたします。

b　ケーブルの太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

電圧別	ケーブルの太さ（m ㎡）
低圧	8　14　22　60　150　250
高圧	22　38　60　100　150　200　250　325

c　ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）に準じて算定いたします。

(ハ)　配電塔、高圧キャビネットおよび接続箱の使用

a　高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は、配電塔を使用することがあります。

b　高圧で電気の供給を受ける需要者等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合、もしくは、将来困難になることが予想される場合には、π引込用として高圧キャビネットを使用いたします。

c　低圧ケーブルを分岐する場合は、接続箱を使用いたします。

（2）　変電設備

イ　遮断器の選定

(イ)　遮断器は、一般送配電事業者が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じた最大負荷時の電流および現に構成され、または将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、次の中から最小のものを選定いたします。

遮断器容量

定格電圧	遮断器容量		定格電圧	遮断器容量	
	kA	(MVA)	(V)	kA	(MVA)
3,600	16.0 25.0	(100) (160)	36,000	16.0 25.0	(1,000) (1,600)

7,200	12.5 20.0	(160) (250)		31.5 40.0	(2,000) (2,500)
12,000	25,0	(520)	72,000	20.0 25.0 31.5 40.0	(2,500) (3,100) (3,900) (5,000)
24,000	20.0 25.0	(830) (1,000)	168,000	25.0 31.5 40.0	(7,300) (9,200) (12,000)

(ロ) 将来の系統構成は、5 年程度先を目標といたします。(遮断器および変流器についても同様といたします。)

ロ　断路器の選定

断路器は、一般送配電事業者が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じた最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ハ　変流器の選定

変流器は、一般送配電事業者が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じた最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ニ　配電盤に取付ける装置

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電力計、電圧計、無効電力計等を取り付けるものといたします。

ホ　保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路を遮断するために必要な保護装置を施設いたします。

ヘ　変電設備の設計

変電設備の形式、付属設備等は、その変電所において、他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。

（3）　その他

この標準設計基準に定めのない場合は、一般送配電事業者の託送供給等約款において定める設計基準、技術基準その他の関係法令等に基づき、技術上適当と認められる設計によります。この場合にはその設計を標準設計といたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の需要家料金は、半額といたします。

1 契約につき	**67 円 88 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

20 ワットまでの 1 灯につき	**137 円 98 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**256 円 17 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**374 円 35 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**610 円 71 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**610 円 71 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**248 円 67 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**437 円 96 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**437 円 96 銭**

2　3 段階料金の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力

量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電流 20 アンペア	**737 円 00 銭**
契約電流 30 アンペア	**1,055 円 50 銭**
契約電流 40 アンペア	**1,324 円 00 銭**
契約電流 50 アンペア	**1,642 円 50 銭**
契約電流 60 アンペア	**1,911 円 00 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**19 円 73 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**26 円 42 銭**
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**27 円 69 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	**261 円 80 銭**

3　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 C02 ゼロ	１キロワット時につき	**29 円 77 銭**

4　定率割 2-A、2-B、2-C の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**368 円 50 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**19 円 92 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**26 円 67 銭**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**30 円 62 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その１月の料金は、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額といたします。

１契約につき	**10%**

5　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 C02 ゼロ	１キロワット時につき	**31 円 41 銭**

6　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**30 円 07 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**33 円 17 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

7　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**31 円 71 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**34 円 81 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたしますただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	**1,294 円 20 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	**17 円 25 銭**	**15 円 80 銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（東京エリア）

平成２８年１月１日実施

[最終改定日：令和８年１１月１日]

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【東京エリア】

Ⅰ　総　　則 1
1　適　用 1
2　定　義 1
3　単位および端数処理 2
4　実施細目 3
Ⅱ　契約の申込み 4
5　供給契約の申込み 4
6　供給契約の成立および契約期間 4
7　需要場所 5
8　供給契約の単位 7
9　供給の開始 7
10　供給の単位 7
11　承諾の限界 7
12　供給契約書の作成 7
Ⅲ　契約種別および料金 8
13　契約種別 8
14　定額電灯 8
15　従量電灯 9
16　低圧電力 20
Ⅳ　料金の算定および支払い 24
17　料金の適用開始の時期 24
18　検針日 24
19　料金の算定期間 24
20　使用電力量の計量等 25
21　料金の算定 25
22　日割計算 26
23　料金の支払義務および支払期日 26
24　料金その他の支払方法 27
25　延滞利息 28
Ⅴ　使用および供給 30
26　適正契約の保持 30
27　力率の保持 30
28　需要場所への立入りによる業務の実施 30
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 31
30　供給の停止 31

31　供給停止の解除 32
32　供給停止期間中の料金 32
33　違約金 32
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 33
35　制限または中止の料金割引 33
36　損害賠償の免責 33
37　設備の賠償 33
Ⅵ　契約の変更および終了 35
38　供給契約の変更 35
39　名義の変更 35
40　供給契約の終了 35
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 36
42　契約の解除等 36
43　供給契約消滅後の債権債務関係 37
Ⅶ　供給方法および工事 38
44　供給地点および施設 38
45　架空引込線 38
46　地中引込線 39
47　連接引込線等 40
48　中高層集合住宅等への供給方法 40
49　引込線の接続 40
50　計量器等の取付け 41
51　電流制限器等の取付け 41
52　専用供給設備 42
Ⅷ　工事費の負担 43
53　一般供給設備の工事費負担金 43
54　特別供給設備の工事費負担金 44
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 45
56　特別供給設備等の工事費の算定 45
57　工事費負担金の申受けおよび精算 46
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 47
Ⅸ　保安 48
59　保安の責任 48
60　調査 48
61　調査等の委託 48
62　調査に対するお客さまの協力 48
63　保安に対するお客さまの協力 48
64　自家用電気工作物 49

X　その他 **50**
65　反社会的勢力の排除 50
66　管轄裁判所 50
67　この供給約款の実施期日 50
附　　則 **51**
別　　表 **54**
【別紙】 **75**

Ⅰ 総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した書面（以下併せて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

（9）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（10） 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（11） 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

（12） その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

（13） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

（14） 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（15） 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 目までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。） をいいます。

（16） 一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての東京電力パワーグリッド株式会社をいいます。

（17） 接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

（18） 接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

3 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1） 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（３）　契約電力の単位は、１キロワットとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（４）　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（５）　力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６）　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

４　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行っていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

5　供給契約の申込み

（２）　お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）から（３）の各ハおよび（４）ハおよびニおよび（５）から（７）の各ハならびに 16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止

条件として、成立いたします。

（2）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（3）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（1）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	2 段階料金
		3 段階料金
		段階割 1
		定率割 2-A
		定率割 2-B
		定率割 2-C
		昼間・夜間別プラン
		オール電化プラン
		季時別プラン
		一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）
		一律単価料金 （CO2 ゼロホームプラン）
		一律単価料金 （CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（５）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（６）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト

とし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（7） 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（8） 料金

料金は別紙に記載いたします。

（5）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15 従量電灯

（1） 2 段階料金

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（2）　3段階料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（3）　段階割1

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（4）　定率割 2-A、2-B、2-C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ロ) 定率割 2-A　：　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上 10 キロボルトアンペア以下であること。

定率割 2-B　：　契約容量が 11 キロボルトアンペア以上 20 キロボルトアンペア以下であること。

定率割 2-C　：　契約容量が 21 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものに

ついても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ハ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ニ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（5）　昼間・夜間別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約容量が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものに

ついても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（6）　オール電化プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した契約容量と低圧電力の契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した契約容量と低圧電力の契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(ハ)　下記 a に定める小型機器または下記 b に定める小型機器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であって、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

a　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器は、主として夜間時間に通電する機能（お客さまが当該機器への主た

る通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。）を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式暖房器等の機器をいいます。

b　オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しない、貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された契約容量をメインブレーカ容量とし、下記表に従い契約電力を設定するものとします。

メインブレーカ容量	8kVA	10kVA	12kVA
契約電力	5kW	7kW	8kW

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　夜間蓄熱式機器の実施細目

(イ)　夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約の内容により電気を使用されたときは、当社は、42（契約の解約等）イに準じて供給契約を解約することがあります。

(ロ)　当社または一般送配電事業者は、イ（ハ）a に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまから夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　オフピーク蓄熱式電気温水器の実施細目

(イ)　オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契

約内容により電気を使用されたときは、当社は、42（契約の解約等）イに準じて供給契約を解約することがあります。

(ロ)　当社または一般送配電事業者は、イ（ハ）b に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまからオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（7）　季時別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（8）　一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

（9） 一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの

土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（１０）　一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ホ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ヘ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボル

トまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ホ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ヘ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（１１）　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に

該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（１２）　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ト)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(チ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ト)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(チ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを

1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	**100パーセント**
	次の2台の入力につき	**95パーセント**
	上記以外のものの入力につき	**90パーセント**

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	**100パーセント**
次の14キロワットにつき	**90パーセント**
次の30キロワットにつき	**80パーセント**
50キロワットをこえる部分につき	**70パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	**100 パーセント**
	次の 2 台の入力につき	**95 パーセント**
	上記以外のものの入力につき	**90 パーセント**

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

IV　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約にかかる接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外ししたごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 11〔日割計算の基本算式〕（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 11（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日にお客さまの料金の支払義務が発生します。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月の末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）　料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（1）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与

することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ヘ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営

推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（2） 前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の1週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から1週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給にかかる料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42 契約の解除等

（1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ 支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反

した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要揚所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4） 当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46 地中引込線

（1） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2） （1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3） 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含

みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に

は、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（１）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（１）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（５）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

51　電流制限器等の取付け

（１）　需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により取付けられます。

（２）　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（３）　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

52　専用供給設備

（1）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（2）　（1）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（2）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（3）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（1）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける（その超過こう長に次の金額を乗じてえた）金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	**3,520 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長１メートルにつき	**27,830 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点にかかる配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{無償こう長}\end{array} - \begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{工事こう長}\end{array}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（5）　次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ　配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ　工事こう長

別表 12（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6）　Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ　定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約電流

ハ　契約容量

ニ　契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54　特別供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

ロ　52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（2）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）または 51（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（１）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（２）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

（３）　54（特別供給設備の工事費負担金）（１）の場合で、その工事費を 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（１）および（２）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（４）　工事費を一般送配電事業者により定められる単位当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められる場合（（３）の場合を除きます。）は、（１）または（２）にかかわらず、工事費を当該金額に基づいて算定いたします。

（５）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（6）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または 54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）（53〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、当社は、一般

送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5） 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58 供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

X　その他

65　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

66　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

67　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 28 年 1 月 1 日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

2　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定に基づき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、15（従量電灯）（1）から（3）の各ニおよび（4）ホおよび（5）から（7）の各ニにかかわらず、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたし

ます。

イ　基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ)　定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ)　(ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたも

のといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費等調整

（1）各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（2）N 月の検針日から N+1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（3）当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3 燃料費調整

（1） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A× α +B× β +C× γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α =0.1970

β =0.4435

γ =0.2512

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44{,}200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44{,}200\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から	翌年の3月の検針日から

翌年の 1 月 31 日までの期間	4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低月額料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	20 ワットまでの 1 灯につき	**1 円 80 銭 3 厘**
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**3 円 60 銭 6 厘**
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**5 円 40 銭 9 厘**
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**9 円 1 銭 5 厘**
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**9 円 1 銭 5 厘**
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**2 円 69 銭 3 厘**
	ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**5 円 38 銭 6 厘**
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**5 円 38 銭 6 厘**

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**23 銭 2 厘**

（3） 燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4　電源調整

（1）　電源調整額の算定

イ　　電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき	**5 円 28 銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ) 市場調整価格

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、または、13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－7 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ) 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月 1 日から末日までの期間に係る、(i)09:00 から 15:00、(ii)15：00 から 21：00、(iii)21：00 から 09：00、に

区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
東京	(i)09：00 から 15:00	0.15
	(ii)15：00 から 21：00	0.70
	(iii)21：00 から 09：00	0.15

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が1円00銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1キロワット時につき	**1円00銭**

（2）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年1月1日から 1月31日までの期間	その年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から2月28日までの期間 （閏年となる場合は、2月29日までの期間）	その年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 3月31日までの期間	その年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 4月30日までの期間	その年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から	その年の5月の検針日から

5 月 31 日までの期間	6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6 負荷設備の入力換算容量

（１）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 （ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270

300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（２）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	―	180	
65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（3）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

<table>
<tr><th>装置種別
（携帯型および移動型を含みます。）</th><th>最高定格管電圧
（キロボルトピーク）</th><th>管電流
（短時間定格電流）
（ミリアンペア）</th><th>換算容量（入力）
（キロボルトアンペア）</th></tr>
<tr><td>治療用装置</td><td></td><td></td><td>定格 1 次最大入力
（キロボルトアンペア）の値といたします。</td></tr>
<tr><td rowspan="15">診察用装置</td><td rowspan="8">95 キロボルト
ピーク以下</td><td>20 ミリアンペア以下</td><td>1</td></tr>
<tr><td>20 ミリアンペア超過
30 ミリアンペア以下</td><td>1.5</td></tr>
<tr><td>30 ミリアンペア超過
50 ミリアンペア以下</td><td>2</td></tr>
<tr><td>50 ミリアンペア超過
100 ミリアンペア以下</td><td>3</td></tr>
<tr><td>100 ミリアンペア超過
200 ミリアンペア以下</td><td>4</td></tr>
<tr><td>200 ミリアンペア超過
300 ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>300 ミリアンペア超過
500 ミリアンペア以下</td><td>7.5</td></tr>
<tr><td>500 ミリアンペア超過
1,000 ミリアンペア以下</td><td>10</td></tr>
<tr><td rowspan="4">95 キロボルト
ピーク超過
100 キロボルト
ピーク以下</td><td>200 ミリアンペア以下</td><td>5</td></tr>
<tr><td>200 ミリアンペア超過
300 ミリアンペア以下</td><td>6</td></tr>
<tr><td>300 ミリアンペア超過
500 ミリアンペア以下</td><td>8</td></tr>
<tr><td>500 ミリアンペア超過
1,000 ミリアンペア以下</td><td>13.5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">100 キロボルト
ピーク超過
125 キロボルト</td><td>500 ミリアンペア以下</td><td>9.5</td></tr>
<tr><td>500 ミリアンペア超過</td><td>16</td></tr>
</table>

	ピーク以下	1,000 ミリアンペア以下	
	125 キロボルト ピーク超過	500 ミリアンペア以下	11
	150 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

（5）　その他

イ　（1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{array}{c}\text{力率}\ 90\ \text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{array}{c}\text{力率}\ 80\ \text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

8　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（1）　一照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ　ネオン管灯（標準周波数 50 ヘルツの場合といたします。）

2 次電圧 （ボルト）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ　水銀灯（標準周波数 50 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

（２）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧100ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧200ボルト	20	20	30	30	40	40	50

（ロ） 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3）　電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

（4）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（４）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（４）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（１）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（２）　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

10　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（１）　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（２）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（３）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（４）　参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（５）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}\quad+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

11　日割計算の基本算式

（１）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\quad\times\quad\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量}=\text{各段階の閾値}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各階料金適用電力量の単位は、１キロワット時とします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（２）　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の暦日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（１）にいう検針期間の日数は、（２）に準ずるものといたします。

（４）　（１）から（３）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

12　標準設計基準

（1）　高圧および低圧電線路

イ　電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、供給地点から供給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 / 区域	高圧		低圧	
	3,300 ボルト	6,600 ボルト	100 ボルト	200 ボルト
市街地		300 ボルト	6 ボルト	20 ボルト
その他	150 ボルト	600 ボルト	6 ボルト	20 ボルト

ロ　電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ　架空電線路

(イ)　電線路の施設方法

a　高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として 1 回線といたします。

(ロ)　支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等を使用いたします。

(ハ)　径間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施設地域	径間
市街地	30 メートル
その他	40 メートル

(ニ)　支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

施設地域 / 装柱	市街地	その他

高圧	15 メートル	15 メートル
高低圧併架	15 メートル	15 メートル
低圧	12 メートル	12 メートル
低圧引込	6.9 メートル	6.9 メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

		引通箇所	引留箇所
高圧		高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低圧	本線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧引留がいし、多溝がいし、平形がいし、 分割ねじ込みがいし（普通、長足）	

(ヘ) 装柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については、水平配列による装柱とし、電灯用低圧電線路については、垂直配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D 型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

a 高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。

b 支柱、支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。

c 変圧器の 1 次側に使用する開閉器は、高圧カットアウトといたします。

d 高圧の電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(チ) 電線の種類および太さ

a 高圧および低圧の電線は、導体が銅線、アルミ線または鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電圧＼電線の種類		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積 32 平方ミリメートル以上	公称断面積 38 平方ミリメートル以上
低圧	本線		公称断面積 32 平方ミリメートル以上	公称断面積 38 平方ミリメートル以上

	引込線	直径 2.6 ミリメートル以上	公称断面積 120 平方ミリメートル以上	直径 2.0 ミリメートル以上

c　電線の許容電流は、次によります。

（単位:アンペア）

		単線（ミリメートル）			より線（平方ミリメートル）											
		2.0	2.6	3.2	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線（ACSR-OE 線）								132				288			
	硬アルミ線（HAL-OC 線）															530
高圧架空ケーブル(CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型自己支持形高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル									155		275			475	
縁廻し用電線	銅線（IJP）															
高圧引下用電線(PDC 線)					72											
低圧絶縁電線	鋼心アルミより線（ACSR-OE 線）								132				288			
600 ボルトビニル絶縁電線(IV 線)			48			61		115		162						
低圧架空ケーブル(SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己支持形特殊耐熱ビニル絶縁ビニルシースケーブル(150 平方ミリメートル×2+100 平方ミリメートル×2)											270		340		
ビニル外装ケーブル(SV ケーブル)	2 心(2SV)	27	39			51	70			138	188	259				
	3 心(3SV)		34			45	65	86		121	165	217		286		
引込用ビニル絶縁電線(DV 線)	2 個より(2DV)3 個より(3DV)		38	50			70			130						
	3 個より(3DV)		34	44			62	80		113	152					

（注）電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCSO168-1:2004)に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の中から選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）
10,20,30,50,75,100,50+125,30+70,20+50,10+30,15+50,20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地中電線路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

	6,600 ボルト	100 ボルトまたは 200 ボルト		
種類	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (トリプレックス型)(CV-T ケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (クワドループレックス型)(CV-Q ケーブル)	600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル (SV ケーブル)	
線心数	3	4	2	3
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	60	8	8
	150	150	14	14
	250	250	38	22
	325		60	38
	500		100	60
				100
				150

(ハ) 多回路開閉器、低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引込みといいます。）

を施設いたします。

ヘ　その他

技術上その他やむをえない場合で、中高層集合住宅等への供給のために当社がお客さまの土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは、お客さま施設柱方式、集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

（2）　変電設備

イ　しゃ断器の選定

しゃ断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後 10 年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといたします。

ロ　断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといたします。

ハ　変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといたします。

ニ　配電盤に取付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しゃ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取付けます。

ホ　保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保護装置を施設いたします。

（3）　その他

この標準設計基準に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等に基づき、技術上適当と認められる設計によります。この場合にはその設計を標準設計といたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の需要家料金は、半額といたします。

1 契約につき	**59 円 45 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

20 ワットまでの 1 灯につき	**158 円 51 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**267 円 51 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**376 円 53 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**594 円 54 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**594 円 54 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**252 円 45 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**413 円 60 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**413 円 60 銭**

2　2 段階料金の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電流 10 アンペア	**365 円 48 銭**
契約電流 15 アンペア	**548 円 22 銭**
契約電流 20 アンペア	**730 円 96 銭**
契約電流 30 アンペア	**1,096 円 44 銭**
契約電流 40 アンペア	**1,461 円 92 銭**
契約電流 50 アンペア	**1,827 円 40 銭**
契約電流 60 アンペア	**2,192 円 88 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 480 キロワット時までの１キロワット時につき	**24～25 円※**
480 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**28～29 円※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	**235 円 84 銭**

３　３段階料金の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといた

します。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電流 10 アンペア	**665 円 48 銭**
契約電流 15 アンペア	**848 円 22 銭**
契約電流 20 アンペア	**1,030 円 96 銭**
契約電流 30 アンペア	**1,346 円 44 銭**
契約電流 40 アンペア	**1,461 円 92 銭**
契約電流 50 アンペア	**1,827 円 40 銭**
契約電流 60 アンペア	**2,192 円 88 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**19 円 76 銭** **～19 円 88 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**25 円 87 銭** **～26 円 48 銭※**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**25 円 97 銭** **～30 円 57 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	**235 円 84 銭**

4　段階割１の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力

量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電流 40 アンペア	**1,461 円 92 銭**
契約電流 50 アンペア	**1,827 円 40 銭**
契約電流 60 アンペア	**2,192 円 88 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**19 円 88 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**26 円 48 銭**
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**30 円 57 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金､電力量料金(燃料費等調整額は含みません。)の合計金額に応じ、下記のとおり料金を割引いたします。また、イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合､別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

10,000 円をこえ 12,000 円まで	**2～4%※**
12,000 円をこえ 15,000 円まで	**3～5%※**
15,000 円をこえる場合	**4～6%※**

※販売代理店毎に、割引率の範囲の中で設定されます。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	**235 円 84 銭**

5　定率割 2-A、2-B、2-C の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力

量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	**365 円 48 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**19 円 88 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**26 円 48 銭**
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**30 円 57 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その 1 月の料金は、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額といたします。

1 契約につき	**3～14%※**

※販売代理店毎に、割引率の範囲の中で設定されます。

6　オール電化プラン

15(5)イに適用され、お客さまが希望される場合は、販売代理店毎に 6（昼間・夜間別の料金）とは異なる、昼間と夜間で異なる電力量料金単価を設定する場合があります。その場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。なお、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電力 1 キロワットにつき	**527 円 41 銭~579 円 41 銭※**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

ロ　時間帯別の料金

その１月の電力量料金は、その１月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その１月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**25.80 円～31 円 ※**
夜間の電力量料金	１キロワット時につき	**17.78 円～23 円 ※**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

なお、昼間時間とは毎日午前６時から翌日の午前１時までの時間をいい、夜間時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

ハ　料金割引

イ・ロによって算定された基本料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。なお、割引額がイ・ロによって算定された基本料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

７　季時別プラン

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	**715 円 11 銭**
契約電流 40 アンペア	**953 円 48 銭**
契約電流 50 アンペア	**1,191 円 84 銭**
契約電流 60 アンペア	**1,430 円 21 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の平日昼間時間帯使用電力量より算定した平日昼間の電力量料金と、その 1 月の土曜昼間時間帯使用電力量より算定した土曜昼間の電力量料金と、その１月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

	4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 1 日から 3 月 31 日

平日昼間時間	1キロワット時につき	**26円48銭**	**29円03銭**	**26円48銭**	**26円48銭**
土曜昼間時間	1キロワット時につき	**25円46銭**	**26円48銭**	**25円46銭**	**25円46銭**
夜間時間	1キロワット時につき	**22円92銭**	**22円92銭**	**23円43銭**	**23円43銭**

なお、平日昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、土曜昼間時間とは休日扱い日を除く土曜日の午前8時から午後10時までの時間をいい、夜間時間とは平日昼間時間と土曜昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日,「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1月2日，1月3日，4月30日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日をいいます。

8　一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、お客さまが選択されたプランに応じて次のとおりといたします。

（イ）一律単価料金（昼間割引プラン）

平日昼間	1キロワット時につき	**25円68銭**
それ以外	1キロワット時につき	**27円56銭**

なお、平日昼間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前9時から午後6時までの時間をいい、それ以外とは平日昼間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

（ロ）一律単価料金（夜間割引プラン）

平日夜間	1キロワット時につき	**25円68銭**
それ以外	1キロワット時につき	**27円56銭**

なお、平日夜間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午後8時から午前6時までの時間をいい、それ以外とは平日夜間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

9　一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	１キロワット時につき	**29 円 29 銭**

１０　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	１キロワット時につき	**30 円 71 銭**

１１　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**28 円 49 銭**
その他の電力量料金	１キロワット時につき	**31 円 49 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

１２　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**29 円 91 銭**
その他の電力量料金	１キロワット時につき	**32 円 91 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

１３　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	**1,157 円 85 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	**17 円 37 銭**	**15 円 80 銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（中部エリア）

平成２８年２月５日実施

[最終改定日：令和８年１１月１日]

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【中部エリア】

Ⅰ 総　　則 1
1　適　用 1
2　定　義 1
3　単位および端数処理 3
4　実施細目 3
Ⅱ 契約の申込み 4
5　供給契約の申込み 4
6　供給契約の成立および契約期間 4
7　需要場所 5
8　供給契約の単位 7
9　供給の開始 7
10　供給の単位 7
11　承諾の限界 7
12　供給契約書の作成 7
Ⅲ 契約種別および料金 8
13　契約種別 8
14　定額電灯 8
15　従量電灯 9
16　低圧電力 19
Ⅳ 料金の算定および支払い 22
17　料金の適用開始の時期 22
18　検針日 22
19　料金の算定期間 22
20　使用電力量の計量等 23
21　料金の算定 23
22　日割計算 24
23　料金の支払義務および支払期日 24
24　料金その他の支払方法 25
25　延滞利息 26
Ⅴ 使用および供給 28
26　適正契約の保持 28
27　力率の保持 28
28　需要場所への立入りによる業務の実施 28
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 29
30　供給の停止 29

31　供給停止の解除 30
32　供給停止期間中の料金 30
33　違約金 30
34　供給の中止 31
35　中止の料金割引 31
36　損害賠償の免責 31
37　設備の賠償 31
Ⅵ　契約の変更および終了 32
38　供給契約の変更 32
39　名義の変更 32
40　供給契約の終了 32
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 33
42　契約の解除等 33
43　供給契約消滅後の債権債務関係 34
Ⅶ　供給方法および工事 35
44　供給地点および施設 35
45　架空引込線 35
46　地中引込線 36
47　連接引込線等 37
48　中高層集合住宅等への供給方法 37
49　引込線の接続 38
50　計量器等の取付け 38
51　電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け 38
52　専用供給設備 39
Ⅷ　工事費の負担 40
53　一般供給設備の工事費負担金 40
54　特別供給設備の工事費負担金 41
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 41
56　特別供給設備等の工事費の算定 42
57　工事費負担金の申受けおよび精算 43
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 44
Ⅸ　保安 45
59　保安の責任 45
60　調査 45
61　調査等の委託 45
62　調査に対するお客さまの協力 45
63　保安に対するお客さまの協力 45
64　検査または工事の受託 46

65　自家用電気工作物 46
X　その他 47
66　反社会的勢力の排除 47
67　管轄裁判所 47
68　この供給約款の実施期日 47
附　　則 48
別　　表 50
【別紙】 71

Ⅰ 総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
愛知県、岐阜県（一部を除きます。）、三重県（一部を除きます。）、静岡県（富士川以西）および長野県

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した書面（以下あわせて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯
白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

（9）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10)　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11)　夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12)　その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

(14)　貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(15)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。） をいいます。

(16)　一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての中部電力パワーグリッド株式会社をいいます。

(17)　接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18)　接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

3　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1）　契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（2）　契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（3）　契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします（ただし、契約電力を算定した値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）。

（4）　使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（5）　力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

（6）　料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行なっていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

5　供給契約の申込み

（３）　お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）ハおよび（２）のハおよびニおよび（３）から（５）の各ハならびに 16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、成立いたします。

（2）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（3）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、供給契約が成立した日以降、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（1）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ) 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２） 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３） 道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４） （１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、改めてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	定率割 1
		定率割 2-A
		定率割 2-B
		昼間・夜間別プラン
		オール電化プラン
		季時別プラン
		一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）
		一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）
		一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス))
		時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス))
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（１）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４） 料金

料金は別紙に記載いたします。

（５） その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行なわれます。

15 従量電灯

（１） 定率割１

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) １需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを１キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、１需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

（２） 定率割 2-A、2-B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)定率割 2-A　：　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、10 キロボルトアンペア以下であること。

定率割 2-B　：　契約容量が 11 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ロ)お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9〔契約容量および契約電力の算定方法〕により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（3）昼間・夜間別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（4）オール電化プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した契約容量と低圧電力の契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した契約容量低圧電力の契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(ハ)下記 a に定める小型機器または下記 b に定める小型機器を使用し、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であって、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

a　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器は、主として夜間時間に通電する機能（お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合を含みます。）を有し、通電時間中に蓄熱のために使用される貯湯式電気温水器および蓄熱式暖房器等の機器をいいます。

b　オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有する機器であって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により設定するものとします。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　夜間蓄熱式機器の実施細目

（イ）夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約の内容により電気を使用

されたときは、当社は、42（契約の解約等）イに準じて供給契約を解約することがあります。

（ロ） 当社または一般送配電事業者は、イ（ハ）a に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社または一般送配電事業者は、お客さまから夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　オフピーク蓄熱式電気温水器の実施細目

（イ） オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約の内容により電気を使用されたときは、当社は、42（契約の解約等）イに準じて供給契約を解約することがあります。

（ロ） 当社または一般送配電事業者は、イ（ハ）b に定めるオフピーク蓄熱式電温水器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社または一般送配電事業者はお客さまから、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（5）　季時別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただ

し、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（6）　一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（7）　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（8）　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(リ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ヌ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワ

ット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(リ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	**95パーセント**
次の14キロボルトアンペアにつき	**85パーセント**
次の30キロボルトアンペアにつき	**75パーセント**
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65パーセント**

(ヌ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（9）　時間帯別料金（CO2ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（１０）　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ル)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ヲ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ル)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ヲ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の

CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	**100 パーセント**
	次の 2 台の入力につき	**95 パーセント**
	上記以外のものの入力につき	**90 パーセント**

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	**100 パーセント**

次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用さ

れる最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

Ⅳ　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　非常変災の場合

ハ　その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえた場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日

（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約にかかる接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社は、一般送配電事業者から通知を受けた検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外ししたごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 10〔使用電力量の協定〕を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 10〔使用電力量の協定〕を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単

価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（3）　（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（1）　当社は、21（料金の算定）（1）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 11〔日割計算の基本算式〕（1）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11〔日割計算の基本算式〕（1）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 11〔日割計算の基本算式〕（1）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11〔日割計算の基本算式〕（1）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（2）　21（料金の算定）（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（3）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（1）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（5）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（6）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（6）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（7）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日にお客

さまの料金の支払義務が発生します。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月の末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法に基づく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）　料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 8〔進相用コンデンサ取付容量基準〕を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（1）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与

することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ヘ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）に基づく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止

非常変災の場合、一般送配電事業者の供給設備に故障が生じた場合等やむを得ない場合は、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止することがあります。

35　中止の料金割引

当社は、34（供給の中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合
　　修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営

推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（2） 前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の1週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から1週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給にかかる料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42 契約の解除等

（1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ 支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反

した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　地中引込線によって電気を供給する場合で一般送配電事業者の接続装置をお客さまの構内に施設できないとき。

ヘ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取り付け点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客

さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（3）　引込線を取付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4）　当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46　地中引込線

（1）　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ　一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2）　（1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ　建物の 3 階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3）　地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ　お客さまの建物の改修を必要とする設備およびお客さまの工事と同時またはそれ以前に施設しなければならない設備

ニ　その他イ、ロまたはハに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（１）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の２次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の２次配線等で、一般送配電事業者規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（１）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（５）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

51　電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け

（１）　需要場所の電流制限器ならびに契約用しゃ断器および契約用しゃ断器箱（以下「契約用しゃ断器等」といいます。）は、当社の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。

（２）　電流制限器の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（３）　契約用しゃ断器等の取付位置は原則として屋外とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　お客さまの希望によって電流制限器および契約用しゃ断器等の取付位置を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

52　専用供給設備

（１）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（２）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（１）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける（その超過こう長に次の金額を乗じてえた）金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,410 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**27,500 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において 2 以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。

（4）　2 以上の供給地点にかかる配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（5）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{無償こう長}\end{array} - \begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{工事こう長}\end{array}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（6） 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 12〔標準設計基準〕に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（7） Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54 特別供給設備の工事費負担金

（1） お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

ロ 52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（2）によるものといたします。

55 供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の

接続)、50（計量器等の取付け）または 51（電流制限器および契約用しゃ断器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（1）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（2）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（1）に準じて算定いたします。

（3）　54（特別供給設備の工事費負担金）（1）の場合で、その工事費を 53（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（1）および（2）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 53（一般供給設備の工事費負担金）（1）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（4）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（5）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにとも

ない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または 54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）（53〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、当社は、一般送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5）　居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受

けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　検査または工事の受託

（１）　お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申込むことができます。

（２）　（１）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

（３）　お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申込むことができます。

（４）　（３）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申受けます。

65　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

ニ　64（検査または工事の受託）

X　その他

66　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

67　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

68　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 28 年 2 月 5 日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 50 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 50 ヘルツで供給いたします。

長野県の一部

2　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定に基づき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

3　この供給約款の実施にともなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、この供給約款の実施にともなう日割計算を行ないません。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ)　定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ)　(ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたもの

といたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費等調整

（4） 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（5） N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（6） 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3 燃料費調整

（1） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A× α +B× β +C× γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α =0.0275

β =0.4792

γ =0.4275

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (45{,}900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 45{,}900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から	翌年の3月の検針日から

翌年の 1 月 31 日までの期間	4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低月額料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	**90 銭 5 厘**
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	**1 円 81 銭 2 厘**
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**3 円 62 銭 3 厘**
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**5 円 43 銭 4 厘**
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**9 円 05 銭 7 厘**
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**9 円 05 銭 7 厘**
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**2 円 70 銭 5 厘**
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**5 円 41 銭 1 厘**
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**5 円 41 銭 1 厘**

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**23 銭 3 厘**

（3） 燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4　電源調整

（1）　電源調整額の算定

イ　　電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき	**5 円 28 銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ)市場調整価格

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、または、13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭を下回る場合

市場調整価格　＝（平均市場価格－7 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合

市場調整価格　＝（平均市場価格－13 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ)平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団

法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月１日から末日までの期間に係る、(i)09:00 から 15:00、(ii)15：00 から 21：00、(iii)21：00 から 09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
中部	(i)09：00 から 15:00	0.40
	(ii)15：00 から 21：00	0.40
	(iii)21：00 から 09：00	0.20

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が１円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**1 円 00 銭**

（２）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間

毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容

量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6　負荷設備の入力換算容量

（１）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 （ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130

125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（2） 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3 相誘導電動機

	換算容量（入力〔キロワット〕）
馬力表示のもの	出力（馬力） ×93.3 パーセント
キロワット表示のもの	出力（キロワット）×125.0 パーセント

（3） レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたし

			ます。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格１次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した１次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

（５）　その他

イ　（１）、（２）、（３）および（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率}\ 90\ \text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率}\ 80\ \text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

8　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）			0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧100ボルト	50ヘルツ	50	75	75	100
		60ヘルツ	40	50	75	100
	使用電圧200ボルト	50ヘルツ	20	20	30	40
		60ヘルツ	20	20	30	40

(ロ)　３相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量(マイクロファラッド)	50ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（2）　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3以上	5以上	7.5以上	10以上	15以上	20以上	25以上	30以上	35以上	40以上	45以上50未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（3）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（2）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2） 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器または契約用しゃ断器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

10 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1） 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（2） 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（3） 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（4） 参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（5） 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

11　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量} = \text{各段階の閾値} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（2）　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の暦日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（3）　定額制供給の場合または20（使用電力量の計量等）（7）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（1）にいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。

（4）　（1）から（3）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

12　標準設計基準

（1）　適　用

標準設計は、この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）に定める設計といたします。ただし、地形上その他周囲の状況等からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要するときは、この基準の規定にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計を標準設計といたします。

なお、この基準に明記されていない事項については、技術基準、その他の法令、当社設計指針等に基づき、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

（2） 単 位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単　　位	記　　号
ボ ル ト	V
キロボルト	kV
ア ン ペ ア	A
キロボルトアンペア	kVA
メ ー ト ル	m
ミリメートル	mm
平方ミリメートル	mm^2

（3） 低圧または高圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の限度

低圧または高圧電線路における電圧降下の限度は、第１表の値を標準といたします。

この場合、電線路とは、供給地点から供給地点に最も近い当社の発電所の引出口または供給用変圧器の引出側接続点までといたします。

第１表　　電圧降下の限度

公称電圧 / 地域区分	低　圧		高　圧
	１００Ｖ	２００Ｖ	６.６ｋＶ
変圧器のタップが一種類の地域	６Ｖ	２０Ｖ	２００Ｖ
変圧器のタップが複数混在する地域			３４０Ｖ

(ロ) 経 過 地

低圧または高圧電線路の経過地は、用地事情および保守保安上に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

低圧または高圧電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は、他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 施設方法

a 低圧または高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷の分割のうち、線路の保守保安に支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ)　支持物の種類

低圧または高圧架空電線路の支持物の標準は、原則として工場打鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、工場打鉄筋コンクリート柱を使用することが地形上または技術上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ)　径間

低圧または高圧架空電線路の径間は、第2表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により建造物、地形等の関係からこの値以外とすることがあります。

第2表　　径　　間

施設地域	径　　間
市　街　地	30m～40m
そ　の　他	40m～50m

(ニ)　支持物の長さ

低圧または高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じて、根入れ、電線の弛度、装柱、他物との離隔等を考慮し、当社が第3表から選定いたします。ただし、施設場所の状況により、第3表の長さ以外の支持物が必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

第3表　　支持物の長さ

長　　さ（m）			
10	12	14	16

(ホ)　がいし

低圧または高圧架空電線路で使用するがいしは、第4表のものといたします。

第4表　　がいしの種類

	引通箇所	引留箇所
低圧引込	DV線引留がいし 縁廻しがいし	低圧引留がいし
低　　圧	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
高　　圧	高圧中実がいし	高圧耐張がいし

(ヘ)　電線の種類および太さ

a　低圧または高圧架空電線には、絶縁電線（硬銅線）を使用いたします。ただし、技術上、経済上、硬銅線を使用することが適当でない場合は、アルミ線を使用することがあります。

b　電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、機械的強度等を考慮して第5表の値を最低限度として第6表により選定いたします。

第5表　　架空電線の太さの最低限度

	心線の種類	太　　さ
低圧引込	硬　銅　線	直　径 2.6mm
低　　圧	硬　銅　線	直　径 4.0mm
高　　圧	硬　銅　線	直　径 5.0mm

(注)　低圧引込については、動力引込線等で諸条件を考慮して技術的に 2.0mm が適当な場合は、第 5 表にかかわらず 2.0mm を使用いたします。

第 6 表　　電線の種類、太さおよび許容電流

種類および太さ			低圧絶縁電線			高圧絶縁電線	
			引込用ビニル絶縁電線（DV2コより）	引込用ビニル絶縁電線（DV3コより）	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	屋外用ポリエチレン絶縁電線（OE）	水密型屋外用架橋ポリエチレン絶縁電線（OCW）
硬銅線	単線	2.6mm	38A	34A	－	－	－
		3.2mm	50A	44A	－	－	－
		4.0mm	－	－	78A	－	－
		5.0mm	－	－	103A	114A	－
	より線	14mm^2	70A	62A	－	－	－
		22mm^2	92A	80A	－	－	－
		38mm^2	130A	113A	－	－	－
		60mm^2	174A	152A	206A	－	282A
		100mm^2	238A	209A	－	－	－
		125mm^2	－	－	－	－	490A

(注)　単相 3 線式の引込線で使用する場合は、DV2 コよりの許容電流を適用いたします。

(ト)　柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、第 7 表より技術上、経済上適正なものを選定いたします。ただし、技術上、経済上、第 7 表の容量の柱上変圧器を使用することが適当でない場合は、他の容量の柱上変圧器を使用することがあります。

第 7 表　　柱上変圧器の容量

容　　量（ｋＶＡ）		
5	10	20
30	50	75

(チ)　開閉器の取付け

高圧架空電線路の操作上、保守上必要な場合には、電線路の必要な箇所に、気中開閉器を施設いたします。ただし、技術上、経済上気中開閉器を施設することが適当でない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

(リ)　その他装柱、付属品等に関する事項

a　低圧または高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、原則として水平

配列といたします。ただし、他の工作物、樹木等との離隔がとれない場合または技術上適当でない場合は、他の適当な装柱といたします。

b　支柱、支線柱等は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

c　変圧器の１次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

d　変圧器、機器を取り付ける場合の接地工事は、実施設計を標準設計といたします。

ハ　地中電線路

(イ)　施設方法

低圧または高圧地中電線路の施設方法は、管路式を標準といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

構内等で車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が支障なく行なわれる場合

b　暗きょ式

構内等で当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合および終端部等で必要な場合

(ロ)　ケーブルの種類および太さ

低圧または高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下、短絡電流、施設方法等を考慮して第８表より選定いたします。ただし、技術上、経済上、銅ケーブル線を使用することが適当でない場合は、アルミケーブル線を使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じた算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

第８表　　ケーブルの種類

電　　圧	種　　類	導体種別	線心数	公称断面積（mm^2）
100Ｖまたは200Ｖ	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	銅	2 3 4	14, 22, 60, 150, 250, 400
6.6ｋＶ	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	銅	3	22, 38, 60, 150, 250, 400

(ハ)　変圧器塔、開閉器、電気室および分岐接続体の施設

a　変圧器塔は、地中配電線路において、変圧器を設置する場合に使用いたします。

b　開閉器は、地中配電線路の操作上、保守上必要な箇所に使用いたします。

c　電気室は、中高層集合住宅等で低圧引込線により供給することが技術上、保安上困難な場合、または将来困難になることが予想される場合に使用いたします。

d　分岐接続体は、ケーブルを分岐する場合に使用いたします。

ニ　特殊地域の施設

(イ)　塩害発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、その規模に応じて耐塩がいし類、耐塩柱上変圧器その他技術上、経済上合理的な耐塩施設を設置いたします。

(ロ)　雷雨発生のおそれが多い地域に施設する電線路には、避雷器、アークホーンその他技術上、経済上合理的な耐雷施設を設置いたします。

(ハ)　雪害のおそれが多い地域に施設する電線路には、難着雪電線その他技術上、経済上合理的な耐雪施設を設置いたします。

（4）　変電設備

イ　一般基準

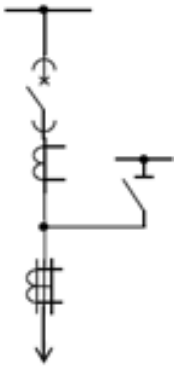
高圧電線路の引出口設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。ただし、スペース上制約がある場合等は、他の方法によります。

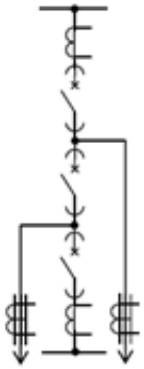
ロ　結線方法

結線方法および主要機器取付台数は、第9表を標準といたします。

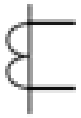
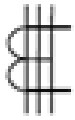
第9表　　結線方法および主要機器取付台数

区分	結線方法	機器名	台数
① 単 母 線		しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 2台 1台 1式

区分	結線方法	機器名	台数
② 補助母線付		しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1台 1台 2台 1台 1式

区分	結線方法	機器名	台数
③ $1\frac{1}{2}$ 母 線		しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	3台 4台 2台 1式

(注)　③は2線路分の引出口を示します。

凡例	しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
				

ハ　しゃ断器、断路器および変流器

(イ) しゃ断器、断路器および変流器は、当社で一般的に使用しているもののうち、その回路電圧に応じ最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、必要最小のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、原則として 5 年程度を目標といたします。

ニ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計、しゃ断器操作用スイッチおよび運転に必要な器具を取付けます。また、必要に応じ電力計、無効電力計、電圧計等を取付けます。

ホ 保護装置

電線路に短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための必要な装置を取り付けます。また、原則として自動再閉路継電装置を施設いたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の需要家料金は、半額といたします。

1 契約につき	**55 円 00 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	**96 円 55 銭**
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	**153 円 53 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**267 円 45 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**381 円 37 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**609 円 21 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**609 円 21 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**254 円 59 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**427 円 78 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**427 円 78 銭**

2　定率割１の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします）。

契約電流 10 アンペア	**661 円 93 銭**
契約電流 15 アンペア	**867 円 90 銭**
契約電流 20 アンペア	**1,073 円 86 銭**
契約電流 30 アンペア	**935 円 79 銭～1,235 円 79 銭※**
契約電流 40 アンペア	**1,347 円 72 銭～1,647 円 72 銭※**
契約電流 50 アンペア	**1,759 円 65 銭～2,059 円 65 銭※**
契約電流 60 アンペア	**2,171 円 58 銭～2,471 円 58 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**20 円 95 銭～21 円 07 銭※**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**25 円 13 銭～25 円 54 銭※**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**26 円 76 銭～28 円 49 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）の合計金額に、下記のとおり料金を割引いたします。また、イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を基準として、販売代理店毎に定額の割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

40 アンペアから 60 アンペア契約の場合	**0～3%※**

※販売代理店ごとに、割引率の範囲の中で設定されます。

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計と

いたします。

1契約につき	**258円50銭**

3　定率割2-A、2-Bの料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします）。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	**411円93銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	**21円07銭**
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1キロワット時につき	**25円54銭**
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	**28円49銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その1月の料金は、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額といたします。

1契約につき	**2～9%※**

※販売代理店ごとに、割引率の範囲の中で設定されます。

4　オール電化プラン

15(3)イに適用され、お客さまが希望される場合は、販売代理店毎に4（昼間・夜間別の料金）とは異なる、昼間と夜間で異なる電力量料金単価を設定する場合があります。その場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。なお、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

最初の 10kVA まで 1 契約につき	**2,644 円 30 銭~2,747 円 30 銭※**
10kVA をこえる 1kVA につき	**411 円 93 銭**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

ロ　時間帯別の料金

その 1 月の電力量料金は、その 1 月のデイタイムの使用電力量より算定したデイタイムの電力量料金と、その 1 月のホームタイムの使用電力量より算定したホームタイムの電力量料金と、その 1 月のナイトタイムの使用電力量より算出したナイトタイムの電力量料金の合算によって算定いたします。

デイタイムの電力量料金	1 キロワット時につき	**38.00 円～44.00 円※**
ホームタイムの電力量料金	1 キロワット時につき	**28.00 円～34.00 円※**
ナイトタイムの電力量料金	1 キロワット時につき	**16.00 円～22.00 円※**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

なお、デイタイムとは平日の午前 10 時から午後 5 時までの時間をいい、ナイトタイムとは毎日午後 10 時から翌日の午前 8 時までの時間をいい、ホームタイムとは、デイタイムとナイトタイム以外の時間をいいます。なお、ここでいう平日は、土曜日と４イに規程している休日扱い日以外をいいます。

ハ　料金割引

イ・ロによって算定された基本料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。なお、割引額がイ・ロによって算定された基本料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

5　季時別プラン

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	**799 円 79 銭**
契約電流 40 アンペア	**1,065 円 72 銭**

契約電流 50 アンペア	**1,331 円 65 銭**
契約電流 60 アンペア	**1,599 円 58 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の平日昼間時間帯使用電力量より算定した平日昼間の電力量料金と、その 1 月の土曜昼間時間帯使用電力量より算定した土曜昼間の電力量料金と、その 1 月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

		4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 1 日から 3 月 31 日
平日昼間時間	1 キロワット時につき	**26 円 99 銭**	**29 円 54 銭**	**28 円 01 銭**	**29 円 54 銭**
土曜昼間時間	1 キロワット時につき	**24 円 95 銭**	**26 円 48 銭**	**24 円 95 銭**	**26 円 48 銭**
夜間時間	1 キロワット時につき	**22 円 10 銭**	**22 円 10 銭**	**22 円 92 銭**	**23 円 94 銭**

なお、平日昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、土曜昼間時間とは休日扱い日を除く土曜日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間時間とは平日昼間時間と土曜昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

6　一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）

料金は、電力量料金および別表 1〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定し、お客さまが選択されたプランに応じて次のとおりといたします。

（イ）一律単価料金（昼間割引プラン）

平日昼間	1 キロワット時につき	**26 円 89 銭**
それ以外	1 キロワット時につき	**28 円 77 銭**

なお、平日昼間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 9 時から午後 6 時までの時間をいい、それ以外とは平日昼間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

（ロ）一律単価料金（夜間割引プラン）

平日夜間	1キロワット時につき	**26円89銭**
それ以外	1キロワット時につき	**28円77銭**

なお、平日夜間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午後8時から午前6時までの時間をいい、それ以外とは平日夜間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

7　一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電CO2ゼロ	1キロワット時につき	**30円48銭**

8　一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電CO2ゼロ	1キロワット時につき	**32円44銭**

9　時間帯別料金（CO2ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、その1月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

1月の電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	**29円78銭**
その他の電力量料金	1キロワット時につき	**32円78銭**

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

１０　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、その１月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

１月の電力量料金は、その１月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**31 円 74 銭**
その他の電力量料金	１キロワット時につき	**34 円 74 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

１１　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	**1,234 円 31 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
１キロワット時につき	**17 円 04 銭**	**15 円 49 銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（北陸エリア）

平成３０年５月１日実施

［最終改定日：令和８年１１月１日］

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【北陸エリア】

Ⅰ　総　　則 1
1　適　用 1
2　定　義 1
3　単位および端数処理 2
4　実施細目 3
Ⅱ　契約の申込み 4
5　供給契約の申込み 4
6　供給契約の成立および契約期間 4
7　需要場所 5
8　供給契約の単位 7
9　供給の開始 7
10　供給の単位 7
11　承諾の限界 7
12　供給契約書の作成 7
Ⅲ　契約種別および料金 8
13　契約種別 8
14　定額電灯 8
15　従量電灯 9
16　低圧電力 15
Ⅳ　料金の算定および支払い 19
17　料金の適用開始の時期 19
18　検針日 19
19　料金の算定期間 19
20　使用電力量の計量等 20
21　料金の算定 20
22　日割計算 21
23　料金の支払義務および支払期日 21
24　料金その他の支払方法 22
25　延滞利息 23
Ⅴ　使用および供給 25
26　適正契約の保持 25
27　力率の保持 25
28　需要場所への立入りによる業務の実施 25
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 26
30　供給の停止 26

31　供給停止の解除 27
32　供給停止期間中の料金 27
33　違約金 27
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 28
35　制限または中止の料金割引 28
36　損害賠償の免責 28
37　設備の賠償 28
Ⅵ　契約の変更および終了 30
38　供給契約の変更 30
39　名義の変更 30
40　供給契約の終了 30
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 31
42　契約の解除等 31
43　供給契約消滅後の債権債務関係 32
Ⅶ　供給方法および工事 33
44　供給地点および施設 33
45　架空引込線 33
46　地中引込線 34
47　連接引込線等 35
48　中高層集合住宅等への供給方法 35
49　引込線の接続 35
50　計量器等の取付け 36
51　電流制限器等の取付け 36
52　専用供給設備 37
Ⅷ　工事費の負担 38
53　一般供給設備の工事費負担金 38
54　特別供給設備の工事費負担金 39
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 40
56　特別供給設備等の工事費の算定 40
57　工事費負担金の申受けおよび精算 41
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 42
Ⅸ　保安 43
59　保安の責任 43
60　調査 43
61　調査等の委託 43
62　調査に対するお客さまの協力 43
63　保安に対するお客さまの協力 43
64　自家用電気工作物 44

X　その他 **45**
65　反社会的勢力の排除 45
66　管轄裁判所 45
67　この供給約款の実施期日 45
附　　則 **46**
別　　表 **49**
【別紙】 **72**

Ⅰ 総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

富山県、石川県、福井県（一部を除きます。）、岐阜県の一部

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した書面（以下併せて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

（9）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルここに数式を入力します。トアンペア）をいいます。

(10)　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11)　夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12)　その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

(14)　貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(15)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 目までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

(16)　一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての北陸電力送配電株式会社をいいます。

(17)　接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18)　接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

3　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1）　契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2）　契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（3）　契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いた

します。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（4）　使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（5）　力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6）　料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

4　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行っていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

5　供給契約の申込み

（４）　お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、最大需要容量、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または1年間を通じての最大の負荷を基準として､お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）および（３）の各ハおよび（２）ハおよびニならびに16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止

条件として、成立いたします。

（2）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（3）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（1）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 （CO2 ゼロホームプラン）
		一律単価料金 （CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（１）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（３）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）料金

料金は別紙に記載いたします。

（５）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15　従量電灯

（1）　3段階料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（2）　定率割

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ハ) 定率割A　：　契約容量が6キロボルトアンペア以上10キロボルトアンペア以下であること。

定率割B　：　契約容量が11キロボルトアンペア以上20キロボルトアンペア以下であること。

定率割 C　：　契約容量が 21 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ホ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ヘ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（3）　昼間・夜間別の料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（4） 一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（5）　一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ワ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(カ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波

数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ワ)　　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(カ)　　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（6）　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものに

ついても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（7）　時間帯別料金（CO2ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ヨ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(タ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ヨ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(タ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	**100 パーセント**
	次の 2 台の入力につき	**95 パーセント**
	上記以外のものの入力につき	**90 パーセント**

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	**100 パーセント**
次の 14 キロワットにつき	**90 パーセント**
次の 30 キロワットにつき	**80 パーセント**
50 キロワットをこえる部分につき	**70 パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

IV　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（1）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（2）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（3）　やむをえない事情のある場合には、（1）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（4）　次の場合には、（1）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（5）　（3）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（6）　（4）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（7）　（4）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（1）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約にかかる接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外ししたごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 11〔日割計算の基本算式〕（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 11（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日にお客さまの料金の支払義務が発生します。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月の末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）　料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（1）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与

することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ヘ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営

推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（2） 前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の1週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から1週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給にかかる料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42 契約の解除等

（1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ 支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反

した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要揚所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4） 当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46 地中引込線

（1） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2） （1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3） 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、こ場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ヵ引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含

みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に

は、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（１）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（１）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（５）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

51　電流制限器等の取付け

（１）　需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により取付けられます。

（２）　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（３）　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

52　専用供給設備

（1）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（2）　（1）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（2）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（3）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（1）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける（その超過こう長に次の金額を乗じてえた）金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,410 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**26,950 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点にかかる配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{無償こう長}\end{array} - \begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{工事こう長}\end{array}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（5） 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 12（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6） Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54 特別供給設備の工事費負担金

（1） お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

ロ 52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（2）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）または 51（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（１）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（２）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

（３）　54（特別供給設備の工事費負担金）（１）の場合で、その工事費を 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（１）および（２）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（４）　工事費を一般送配電事業者により定められる単位当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められる場合（（３）の場合を除きます。）は、（１）または（２）にかかわらず、工事費を当該金額に基づいて算定いたします。

（５）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（6）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）（53〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、当社は、一般

送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5） 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58 供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

X　その他

65　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

66　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

67　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 30 年 5 月 1 日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　標準周波数についての特別措置

この供給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数 60 ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数 60 ヘルツで供給いたします。

群馬県の一部

2　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定に基づき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

3　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、15（従量電灯）（1）ニ、（2）ホ、（3）ニにかかわらず、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたし

ます。

イ　基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ)　定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量が適用される場合、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ)　(ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、

イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費等調整

（7） 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（8） N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（9） 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3 燃料費調整

（1） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α=0.2303

β=1.1441

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1

トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21{,}900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21{,}900\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から	翌年の2月の検針日から

12 月 31 日までの期間	3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ　燃料費調整額

(イ)　定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。また、燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低月額料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	**62 銭 4 厘**
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	**1 円 24 銭 7 厘**
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**2 円 49 銭 5 厘**
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**3 円 74 銭 2 厘**
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**6 円 23 銭 8 厘**
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**6 円 23 銭 8 厘**
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**1 円 86 銭 3 厘**
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**3 円 72 銭 6 厘**
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**3 円 72 銭 6 厘**

ロ　従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**16 銭 1 厘**

（3）　燃料費調整単価等の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4　電源調整

（1）　電源調整額の算定

イ　　電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数

は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

１キロワット時につき	**5 円 28 銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ) 市場調整価格

供給区域に応じた１キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた１キロワット時当たりの平均市場価格が７円 00 銭以上となり、または、13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　１キロワット時当たりの平均市場価格が７円 00 銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－７円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　１キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ) 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月１日から末日までの期間に係る、(i)09:00 から 15:00、(ii)15：00 から 21：00、(iii)21：00 から 09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次

のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
北陸	(i)09：00 から 15:00	0.40
	(ii)15：00 から 21：00	0.40
	(iii)21：00 から 09：00	0.20

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**1 円 00 銭**

（2）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から	その年の 8 月の検針日から

8 月 31 日までの期間	9 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、上記（1）ロによって算定された値を、契約負荷設備の総容量といたします。

6 負荷設備の入力換算容量

（1） 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)	管灯の定格消費電力(ワット)

	×150 パーセント	×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 (ボルト)	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 (ワット)	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（2）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（3）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2

		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルト ピーク超過 100 キロボルト ピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルト ピーク超過 125 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト ピーク超過 150 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

（５）　その他

イ　（１）、（２）、（３）および（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて１契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率}\,90\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率}\,80\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

8　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 （ボルト）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ　水銀灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	350	75

（２）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力 （キロワット）		0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ															

取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3）　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（4）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（2）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2）　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

10　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1）　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（2）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（3）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（4）　参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（5）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}\quad+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

11　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量} = \text{各段階の閾値} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（2）　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の暦日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（3）　定額制供給の場合または20（使用電力量の計量等）（7）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（1）にいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。

（4）　（1）から（3）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

12　標準設計基準

（1）　適用

イ　この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等に基づき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

（2）　高圧および低圧電線路

イ　一般基準

（イ）電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によります。

	高圧		低圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
都市域	－	300ボルト	6ボルト	20ボルト
その他	300ボルト	600ボルト	6ボルト	20ボルト

（ロ）経過地

高圧または低圧の電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ）電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には他の方法によります。

ロ架空電線路

（イ）電線路の施設

a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割をする場合のうち線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。

c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて高圧線、低圧線ともそれぞれ2回線を限度といたします。

（ロ）支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

（ハ）標準径間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は､40メートルから50メートルといたします。

（ニ）支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとすることがあります。

支持物の長さ（メートル）	10、12

（ホ）がいし

高圧または低圧の架空電線路のがいしは、次によります。

使用箇所／電圧	引通箇所	引留箇所

高圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧ピンがいし、低圧引留がいし、 引込用バインドレスがいし	

（ヘ）装柱

高圧または低圧の架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、高圧電線は水平配列、低圧電線は水平配列または垂直配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

（ト）電線の種類および太さ

a 高圧または低圧の架空電線は、絶縁電線を使用いたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流(アンペア)						
			高圧絶縁電線(架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁電線)	低圧絶縁電線				600ﾎﾞﾙﾄﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽｹｰﾌﾞﾙ	
				屋外用ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線	特殊耐熱ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線	引込用ﾋﾞﾆﾙ絶縁電線			
						2ｺより	3ｺより	2心	3心
銅	単線	2.0ﾐﾘﾒｰﾄﾙ						23	20
		2.6 〃				38	34		
		3.2 〃				50	44		
		4.0 〃		78					
		5.0 〃	142	103					
	より線	8平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ						42	37
		14 〃				70	62		
		22 〃				92	80	79	70
		38 〃				130	113		
		60 〃		206		174	152	140	125
		80 〃			313				
アルミ	より線	120平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	308						
		240平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	512						

（チ）柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から技術上、経済上適正なものを選定いたします。

なお、三相電力負荷に対しては、単相変圧器２台を用いてＶ結線により使用いたします。

容量（キロボルトアンペア）	5、10、20、30、50、100

（リ）開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

（ヌ）耐雷施設

架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

（ル）耐塩施設

塩害地域に施設する架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ　地中電線路

（イ）施設方法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きょ式、開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

（ロ）ケーブルの選定

高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電圧	種類	公称断面積（平方ミリメートル）
高圧	CVT ｹｰﾌﾞﾙ （6,600 ﾎﾞﾙﾄﾄﾘﾌﾟﾚｯｸｽ形架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ）	22、60、150、 250、325、400
低圧	CVQ ｹｰﾌﾞﾙ （600 ﾎﾞﾙﾄ 4 ｺより架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ） CV ｹｰﾌﾞﾙ （600 ﾎﾞﾙﾄ架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ）	60、100、150、250
	VVR ｹｰﾌﾞﾙ （600 ﾎﾞﾙﾄﾋﾞﾆﾙ絶縁ﾋﾞﾆﾙｼｰｽ電力ｹｰﾌﾞﾙ）	8、14、22

（ハ）開閉器、路上変圧器、路上低圧分岐箱の施設

a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受けるお客さまへπ引込により供給する場合に施設いたします。

c 路上変圧器は、高圧から低圧への変圧が必要な場合に施設いたします。

d 路上低圧分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

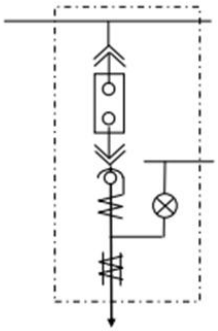
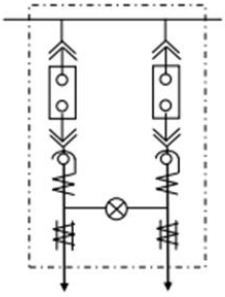
（３）変電設備

イ　一般基準

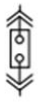
電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ　結線法

結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

区分		結線法	機器名	台数
公称電圧 6,600 または 3,300 ﾎﾞﾙﾄ	補助母線付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面
	切替断路器付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面

（凡例）

引出形 しゃ断器	断路器	変流器 (ﾌﾞｯｼﾝｸﾞ形)	零相変流器
			

ハ　しゃ断器

（イ）しゃ断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次のものを使用いたします。

（ロ）将来の系統構成は、地域の実態により 5 年から 10 年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	定格しゃ断電流(ｱﾝﾍﾟｱ)	形式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ　断路器

断路器は次のものを使用いたします。

公称電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電圧 (ﾎﾞﾙﾄ)	定格電流 (ｱﾝﾍﾟｱ)	定格しゃ断 電流(ｱﾝﾍﾟｱ)	形式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	三極単投

ホ　変流器

（イ）変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。

（ロ）将来の系統構成は、地域の実態により 5 年から 10 年程度先を目標といたします。

ヘ　配電盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

ト　保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

（4）　その他

イ地形上その他周囲の状況からこの標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、この基準にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。

ロこの基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他の関係法令、当社の設計基準等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の需要家料金は、半額といたします。

１契約につき	**59 円 40 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの１灯につき	**52 円 64 銭**
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	**85 円 44 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	**149 円 99 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	**215 円 62 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	**345 円 80 銭**
100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	**345 円 80 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを１ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ１月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの１機器につき	**149 円 03 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	**246 円 38 銭**
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**246 円 38 銭**

2　3 段階料金の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力

量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電流 10 アンペア	**442 円 00 銭**
契約電流 15 アンペア	**563 円 00 銭**
契約電流 20 アンペア	**684 円 00 銭**
契約電流 30 アンペア	**726 円 00 銭**
契約電流 40 アンペア	**968 円 00 銭**
契約電流 50 アンペア	**1,210 円 00 銭**
契約電流 60 アンペア	**1,452 円 60 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**17 円 82 銭** **～17 円 85 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**20 円 98 銭** **～21 円 74 銭**
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**22 円 41 銭** **～23 円 45 銭**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金(燃料費等調整額は含みません。)に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

10,000 円をこえる場合	**5%**

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	**181 円 39 銭**

3　定率割の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**242 円 00 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**17 円 85 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**21 円 74 銭**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**23 円 45 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金(燃料費等調整額は含みません。)の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その１月の料金は、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額といたします。

１契約につき	**10%**

4　昼間・夜間別の料金

販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。その場合の料金は、その１月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　時間帯別の料金

その１月の最低料金および電力量料金は、その１月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の最低料金および昼間の電力量料金と、その１月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の最低料金および夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の最低料金	昼間の使用電力量の合計が、1 契約につき	**380 円 65 銭**

	最初の 15 キロワット時まで	
昼間の電力量料金	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**23 円 43 銭**
夜間の最低料金	なし	
夜間の電力量料金	1 キロワット時につき	**19 円 56 銭**

なお、昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

5　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	1 キロワット時につき	**23 円 40 銭**

6　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	1 キロワット時につき	**24 円 50 銭**

7　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算

定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	**22円90銭**
その他の電力量料金	1キロワット時につき	**25円50銭**

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8　時間帯別料金（CO2ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その1月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1キロワット時につき	**24円00銭**
その他の電力量料金	1キロワット時につき	**26円60銭**

なお、昼間時間とは毎日午前9時から午後3時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9　低圧電力（季節別プラン・CO2ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	**1107円70銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金

1キロワット時につき	**12円16銭**	**11円10銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（関西エリア）

平成２８年１月１日実施

［最終改定日：令和８年１１月１日］

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【関西エリア】

Ⅰ　総　　則 1

1　適　用 1

2　定　義 1

3　単位および端数処理 2

4　実施細目 3

Ⅱ　契約の申込み 4

5　供給契約の申込み 4

6　供給契約の成立および契約期間 4

7　需要場所 5

8　供給契約の単位 7

9　供給の開始 7

10　供給の単位 7

11　承諾の限界 7

12　供給契約書の作成 7

Ⅲ　契約種別および料金 8

13　契約種別 8

14　定額電灯 8

15　従量電灯 9

16　低圧電力 19

Ⅳ　料金の算定および支払い 23

17　料金の適用開始の時期 23

18　検針日 23

19　料金の算定期間 23

20　使用電力量の計量等 24

21　料金の算定 24

22　日割計算 25

23　料金の支払義務および支払期日 25

24　料金その他の支払方法 26

25　延滞利息 27

Ⅴ　使用および供給 29

26　適正契約の保持 29

27　力率の保持 29

28　需要場所への立入りによる業務の実施 29

29　電気の使用にともなうお客さまの協力 30

30　供給の停止 30

31　供給停止の解除 31
32　供給停止期間中の料金 31
33　違約金 31
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 32
35　制限または中止の料金割引 32
36　損害賠償の免責 32
37　設備の賠償 32
Ⅵ　契約の変更および終了 34
38　供給契約の変更 34
39　名義の変更 34
40　供給契約の終了 34
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 35
42　契約の解除等 35
43　供給契約消滅後の債権債務関係 36
Ⅶ　供給方法および工事 37
44　供給地点および施設 37
45　架空引込線 37
46　地中引込線 38
47　連接引込線等 39
48　中高層集合住宅等への供給方法 39
49　引込線の接続 39
50　計量器等の取付け 40
52　専用供給設備 40
Ⅷ　工事費の負担 42
53　一般供給設備の工事費負担金 42
54　特別供給設備の工事費負担金 43
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 43
56　特別供給設備等の工事費の算定 44
57　工事費負担金の申受けおよび精算 45
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 46
Ⅸ　保安 47
59　保安の責任 47
60　調査 47
61　調査等の委託 47
62　調査に対するお客さまの協力 47
63　保安に対するお客さまの協力 47
64　検査または工事の受託 48
65　自家用電気工作物 48

X　その他 **49**
66　反社会的勢力の排除 49
67　管轄裁判所 49
68　この供給約款の実施期日 49
附　　則 **50**
別　　表 **51**
【別紙】 **75**

Ⅰ　総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した事項（以下あわせて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（9）　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（10） 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

（11） その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

（12） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

（13） 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（14） 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。） をいいます。

（15） 一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての関西電力送配電株式会社をいいます。

（16） 接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

（17） 接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

3 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1） 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（3） 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力

が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（４）　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（５）　力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６）　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

４　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行なっていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

5　供給契約の申込み

（１）お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）と（２）の各ハおよび（３）のハおよびニおよび（４）から（６）の各ハならびに 16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止

条件として、成立いたします。

（2）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（3）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、供給契約が成立した日以降、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（1）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

<table>
<tr><th>需　要　区　分</th><th colspan="2">契　約　種　別</th></tr>
<tr><td rowspan="12">電　灯　需　要</td><td colspan="2">定　額　電　灯</td></tr>
<tr><td rowspan="11">従　量　電　灯</td><td>2 段階料金</td></tr>
<tr><td>段階割 1</td></tr>
<tr><td>定率割 2-A</td></tr>
<tr><td>定率割 2-B</td></tr>
<tr><td>定率割 2-C</td></tr>
<tr><td>昼間・夜間別プラン</td></tr>
<tr><td>オール電化プラン</td></tr>
<tr><td>季時別プラン</td></tr>
<tr><td>一律単価料金（昼間割引
プラン、夜間割引プラン）</td></tr>
<tr><td>一律単価料金
（CO2 ゼロホームプラン）</td></tr>
<tr><td>一律単価料金
（CO2 ゼロショッププラン）</td></tr>
<tr><td>時間帯別料金
（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）</td></tr>
<tr><td>時間帯別料金
（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電　力　需　要</td><td rowspan="2">低　圧　電　力</td><td>季節別プラン</td></tr>
<tr><td>CO2 ゼロプラン</td></tr>
</table>

14　定額電灯

（１）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 7[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボル

トおよび200ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）料金

料金は別紙に記載いたします。

（5）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15 従量電灯

（1） 2段階料金

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ)定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ 一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（2） 段階割1

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ハ)定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（3）　定率割 2-A、2-B、2-C

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　定率割 2-A　：　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上 10 キロボルトアンペア以下であること。

定率割 2-B　：　契約容量が 11 キロボルトアンペア以上 20 キロボルトアンペア以下であること

定率割 2-C　：　契約容量が 21 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般

送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 7[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5[契約負荷設備の総容量の算定]によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10[契約容量および契約電力の算定方法]により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（4）　昼間・夜間別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ハ)定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（5）　オール電化プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した契約容量と低圧電力の契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定した契約容量と低圧電力の契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(ハ)　総容量（入力）が原則として 4 キロボルトアンペア以上の下記 a に定める小型機器または下記 b に定める小型機器を使用する需要で、別紙 5 に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要（その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。）であること。

（ニ）電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに電気供給条件（低圧）別表 7[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）が原則として 400 ボルトアンペアをこえること。

a　夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(a)

主として夜間時間に通電する機能を有すること（「お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合」および「一般送配電事業者が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合」を含む）。

(b)

上記の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

b　オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しない貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトもしくは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された契約容量をメインブレーカ容量とし、下記表に従い契約電力を設定するものとします。

メインブレーカ容量	8kVA	10kVA	12kVA
契約電力	5kW	7kW	8kW

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

二　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　夜間蓄熱式機器の実施細目

（イ）夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断で夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは

取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約の内容により電気を使用されたときは、当社は、42（契約の解約等）イに準じて供給契約を解約することがあります。

（ロ） 当社もしくは一般送配電事業者は、イ（ハ）a に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社もしくは一般送配電事業者は、お客さまから夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

ヘ　オフピーク蓄熱式電気温水器実施細目

（イ） オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。なお、お客さまが無断でオフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外された場合で、引き続き変更前の供給契約の内容により電気を使用されたときは、当社は、42（契約の解約等）イに準じて供給契約を解約することがあります。

（ロ） 当社または一般送配電事業者は、イ（ハ）b に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただくことがあります。この場合、当社もしくは一般送配電事業者は、お客さまからオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

（6）　季時別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ハ)定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（7）　一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

(ハ)　定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（8）　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望さ

れ、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（9）　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(レ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ソ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上である

ものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(レ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ソ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（9）　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であ

ること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（１０）　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ツ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ネ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から

一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ツ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ネ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表10〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電

力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

IV　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたしいたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約に係る接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外しした記録型計量器ごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 11（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 11（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 12（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 12（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 12（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 12（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日といたします。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 9（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（1）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与する

こともしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

へ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）に基づく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または 15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了

通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（２）　前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ　当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の１週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給に係る料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ　お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ　お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ　お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42　契約の解除等

（１）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ　30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　お客さまが、40（供給契約の終了）（１）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ　支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ　お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4） 当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46 地中引込線

（1） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2） （1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3） 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、こ場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ　お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（1）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、計量器の情報等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（2）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（3）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（1）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（4）　当社または一般送配電事業者は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（5）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

（6）　15（従量電灯）（1）ホによって取付ける装置については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。この場合、その取付位置は、原則として屋外とし、取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

52　専用供給設備

（1）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来にお

いても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（２）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（１）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける、がその超過こう長に次の金額を乗じてえた金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,410 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**26,840 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点に係る配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}\right)$$

$$\times\frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（５）　次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ　配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ　工事こう長

別表 13（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（６）　Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ　定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約容量

ハ　契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54　特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ロ　52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（２）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電

事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（1）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（2）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（1）に準じて算定いたします。

（3）　54（特別供給設備の工事費負担金）の場合で、その工事費を53（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（1）および（2）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも53（一般供給設備の工事費負担金）（1）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（5）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（6）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏

まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）、（53（一般供給設備の工事費負担金）の超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、当社は、一般送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5）　居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みを

されたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（1）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（2）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（3）　（1）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（1）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（2）　（1）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（1）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（2）　一般送配電事業者が、60（調査）（1）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（1）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　検査または工事の受託

（１）お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

（２）（１）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、すみやかに検査を行います。この場合には、当社は、検査料として実費を申受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

（３）お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

（４）（３）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申受けます。

65　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

ニ　64（検査または工事の受託）

X　その他

66　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

67　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

68　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 28 年 1 月 1 日から実施いたします。

附　　則

1　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定にもとづき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、15（従量電灯）（1）と（2）の各ニおよび（3）ホおよび（4）から（6）の各ニにかかわらず、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（２）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

2　燃料費等調整

（１０）　各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（１１）　N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（１２）　当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さ

まの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3 燃料費調整

（1） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α=0.0140

β=0.3483

γ=0.7227

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27{,}100\text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}100\text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

定額電灯

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

（2） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

定額電灯

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

電灯	20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 56 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	6 円 40 銭 9 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘

ロ 従量制供給の場合

(イ)従量電灯 A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

(ロ)(イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

（3） 燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4 電源調整

（1） 電源調整額の算定

イ 電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1キロワット時につき	**5円28銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ)市場調整価格

供給区域に応じた1キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、または、13円00銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－7円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ)平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)09:00から15:00、(ii)15：00から21：00、(iii)21：00から09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内

容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
関西	(i)09：00 から 15:00	0.40
	(ii)15：00 から 21：00	0.40
	(iii)21：00 から 09：00	0.20

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**1 円 00 銭**

（2）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） （1）により，契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、別表 4（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

6 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず 1 灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

（単位：キロボルトアンペア）

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下 10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

7　負荷設備の入力換算容量

（1）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30

6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ	換　算　容　量	
(ミリメートル)	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（２）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	―	180	

65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（3）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10

	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

（5）　その他

イ　（1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

8　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率 }90\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率 }80\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

9　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

変圧器２次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水銀灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

（2）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3）　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力 （キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（4）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。

10　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（3）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2）　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

11　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1）　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（2）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（3）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（4）　参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（5）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}\quad+\ (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

12　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量}=\text{各段階の閾値}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワットとします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（２）　電気の供給を開始し、または供給契約が消滅した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の歴日数といたします。

ロ　供給契約が消滅した場合

供給消滅日が属する月の歴日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（１）にいう検針期間の日数は、（２）に準ずるものといたします。

（４）　（１）から（３）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

13　標準設計基準

（１）　適用

イ　この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等に基づき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

（２）　高圧および低圧電線路

イ　電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

	高圧	低圧	
公称電圧	6,600 ボルト	100 ボルト	200 ボルト
電圧降下	600 ボルト	6 ボルト	20 ボルト

ロ　経過地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に

支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ　高圧または低圧架空電線路

(イ)　電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路を新設する場合、他の架空電線路と併架する場合および電線の張替えによる場合ならびに負荷分割をする場合のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として１回線といたします。

(ロ)　支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ)　標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

施設地域	標準径間
市街地	30～40 メートル
その他	40～50 メートル

(ニ)　支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

施設地域／装柱	市街地	その他
低圧	9 メートル	9 メートル
高圧	10 メートル	9 メートル
高低圧併架	12 メートル	11 メートル

(ホ)　がいし

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

使用箇所／電圧	引通箇所	引留箇所
高圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
圧　低	低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧引留がいし	低圧引留がいし 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし

(ヘ)　電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線の導体には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。

c　電線の太さは、許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

高圧	直径 5.0 ミリメートル
低圧	直径 5.0 ミリメートル
低圧引込	直径 2.6 ミリメートル

（注）低圧架空引込線については、特殊なものは、上表にかかわらず 2.0 ミリメートルを使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

（単位:アンペア）

			単線（ミリメートル）				より線（平方ミリメートル）							
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
高圧絶縁電線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線（OC）					146							335	
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線（PDC）						71							
低圧絶縁電線	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	低圧線				103					153	206		302
		引込線	44	58	78					112	153	206		302
	600ボルトビニル絶縁電線（IV）		48	62	81				88	115	162	217		298
	引込用ビニル絶縁電線（DV）	2心	38	50					70	92				
		3心＊	34	44					62	80	113	152		
	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）		34					43	57	81	113	152		209

＊交流単相 3 線式の場合は 2 心の電流を適用いたします。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の中から選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）
10,20,30,50,75,100,133

（注）3 相電力負荷に対しては、単相変圧器 2 台を V 結線または 3 台をΔ結線により使用することがあります。

(チ) 開閉器の取付けおよび容量

a 高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には、気中開閉器を施設いたします。ただし、気中開閉器の施設が技術上、経済上不適当な場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

b 開閉器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容量（アンペア）
100,200,300,400

(リ) その他装柱付属品等に関する事項

a 高圧または低圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、高圧線は水平配列、低圧線は垂直配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。

b 高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。また、低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは、ラック金物を使用いたします。

c 支柱、支線柱は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

d 変圧器の 1 次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

a 塩害地域に施設する架空電線路のがいし、柱上変圧器、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行ないます。なお、塩害地域とは、海岸からおおむね２キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。

b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。

c 雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ホ 地中電線路

(イ) 電線路の施設方法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定するものといたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種類	公称断面積 (平方ミリメートル)
6,600	架橋ポリエチレンケーブル	38,60,100,150,200,250,325
600		14,22,38,60,100,150,200,250,325,400

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b 容量は次表によります。

容量（アンペア）	400

(ニ) 変圧器の施設および容量

変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

	容量（キロボルトアンペア）
単相用	100,150
灯力共用	50+30,75+50,100+50

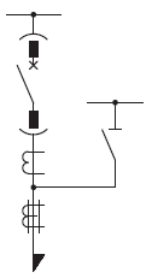
（3） 変電設備

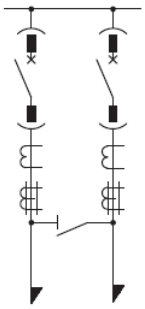
イ 通則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

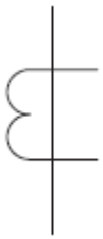
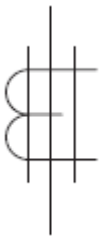
ロ 結線法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

区分		結線法	機器名	台数
高圧	補助母線付		プラグイン形しゃ断器	1台
			断路器	1台
			変流器	2台
			零相変流器	1台
			配電盤	1式
	切替断路器付		プラグイン形しゃ断器	1台
			断路器	1台

			変流器	2 台
			零相変流器	1 台
			配電盤	1 式

凡例

プラグイン形 しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
			

（注）　1　切替断路器付に記載の台数は引出設備 1 回線分といたします。

2　接地装置については、固体絶縁開閉装置を使用する場合は、線路側に 1 台設置することがあります。

ハ　しゃ断器の選定

しゃ断器は、一般送配電事業者で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。

なお、系統構成は 10 年程度先を目標といたします。

回路電圧 （キロボルト）	定格電圧 （キロボルト）	定格電流 （アンペア）	定格しゃ断電流 （キロアンペア）	型式
6.6	7.2	600	12.5	真空型，ガス型

ニ　断路器の選定

断路器は、一般送配電事業者で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。

なお、系統構成は 10 年程度先を目標といたします。

回路電圧 （キロボルト）	定格電圧 （キロボルト）	定格電流 （アンペア）	定格しゃ断電流 （キロアンペア）	型式
6.6	7.2	600	12.5	三極単投

ホ　計器用変流器の選定

計器用変流器は、一般送配電事業者で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。

なお、系統構成は 10 年程度先を目標といたします。

ヘ　配電盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならびに運転に必要な装置を取付けます。また、必要に応じ電力量計、無効電力量計、電圧計等を取付けます。

ト　保護装置の施設

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取付けます。

なお、原則として各線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	**82 円 03 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

20 ワットまでの 1 灯につき	**119 円 21 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**201 円 01 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**282 円 81 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**446 円 41 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**446 円 41 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**212 円 39 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**356 円 57 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**356 円 57 銭**

2　2 段階料金の料金

料金は、その１月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　最低料金および電力量料金

最低料金および電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**557 円 67 銭～ 604 円 60 銭※**
電力量料金	15 キロワット時をこえ 420 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**25 円 07 銭～ 28 円 63 銭※**
	420 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**27 円 01 銭 ～32 円 63 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

3　段階割１の料金

料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　最低料金および電力量料金

最低料金および電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**558 円 77 銭～ 664 円 96 銭※**
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**20 円 89 銭～ 23 円 43 銭※**
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**26 円 31 銭～ 29 円 89 銭※**
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**26 円 83 銭～ 33 円 95 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が設定

される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

8,000 円をこえ、10,000 円までの場合	**0～5%※**
10,000 円をこえ、12,000 円までの場合	**0～5%※**
12,000 円をこえる場合	**0～5%※**

※販売代理店毎に、割引率の範囲内で設定されます。

4　定率割 2-A、2-B、2-C の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**467 円 50 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**18 円 22 銭～ 21 円 10 銭※**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**21 円 45 銭～ 25 円 38 銭※**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**24 円 40 銭～ 29 円 39 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その１月の料金は、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額といたします。

１契約につき	**3～7%※**

※販売代理店毎に、割引率の範囲内で設定されます。

5　昼間・夜間別の料金

販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。その場合の料金は、その１月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　時間帯別の料金

その１月の最低料金および電力量料金は、その１月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の最低料金および昼間の電力量料金と、その 1 月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の最低料金および夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の最低料金	昼間の使用電力量の合計が、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**604 円 60 銭**
昼間の電力量料金	15 キロワット時をこえ 420 キロワット時までの１キロワット時につき	**24 円 16 銭～28 円 63 銭※**
	420 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**25 円 69 銭～31 円 63 銭※**
夜間の最低料金	なし	
夜間の電力量料金	1 キロワット時につき	**21 円 55 銭～31 円 63 銭※**

※販売代理店毎に、金額の範囲の中で設定されます。

なお、昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

6　オール電化プラン

15(4)イに適用され、お客さまが希望される場合は、販売代理店毎に 5（昼間・夜間別の料金）とは異なる、昼間と夜間で異なる電力量料金単価を設定する場合があります。その場合の料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

最初の 10kW まで 1 契約につき	**2,460 円 50 銭~2,660 円 50 銭※**
10kW をこえる 1kW につき	**467 円 50 銭**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

ロ　時間帯別の料金

その 1 月の電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

デイタイムの電力量料金	夏季	1 キロワット時につき	**35 円 57 銭～ 44 円 63 銭※**
	その他季	1 キロワット時につき	**32 円 39 銭～ 41 円 63 銭※**
リビングタイムの電力量料金		1 キロワット時につき	**24 円 11 銭～ 33 円 63 銭※**
ナイトタイムの電力量料金		1 キロワット時につき	**11 円 34 銭～ 19 円 63 銭※**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

なお、デイタイムとは平日の午前 10 時から午後 5 時までの時間をいい、ナイトタイムとは毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間をいい、リビングタイムとは、デイタイムとナイトタイム以外の時間をいいます。なお、ここでいう平日は、土曜日と 5 イに規程している休日扱い日以外をいいます。

また、夏季とは毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいい、その他季とは毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

ハ　料金割引

イ・ロによって算定された基本料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイ・ロによって算定された基本料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

7　季時別プラン

料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃

料費等調整額を加えたものといたします。

イ　最低料金および電力量料金

その１月の最低料金および電力量料金は、その１月の平日昼間時間帯使用電力量より算定した平日昼間の最低料金および電力量料金と、その 1 月の土曜昼間時間帯使用電力量より算定した土曜昼間の最低料金および電力量料金と、その 1 月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の最低料金および電力量料金の合算によって算定いたします。

		4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 1 日から 3 月 31 日
平日昼間の最低料金	平日昼間の使用電力量の合計が、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**407 円 28 銭**	**407 円 28 銭**	**407 円 28 銭**	**407 円 28 銭**
平日昼間時間	15 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**23 円 55 銭**	**28 円 13 銭**	**24 円 57 銭**	**28 円 13 銭**
土曜昼間の最低料金	なし	**なし**			
土曜昼間時間	1 キロワット時につき	**23 円 04 銭**	**23 円 04 銭**	**23 円 04 銭**	**23 円 04 銭**
夜間の最低料金	なし	**なし**			
夜間時間	1 キロワット時につき	**20 円 51 銭**	**20 円 49 銭**	**20 円 49 銭**	**20 円 49 銭**

なお、平日昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、土曜昼間時間とは休日扱い日を除く土曜日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間時間とは平日昼間時間と土曜昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

8　一律単価料金（昼間割引プラン、夜間割引プラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定し、お客さまが選択されたプランに応じて次のとおりといたします。

（イ）一律単価料金（昼間割引プラン）

平日昼間	1キロワット時につき	**21円86銭**
それ以外	1キロワット時につき	**23円34銭**

なお、平日昼間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前9時から午後6時までの時間をいい、それ以外とは平日昼間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

（ロ）一律単価料金（夜間割引プラン）

平日夜間	1キロワット時につき	**21円86銭**
それ以外	1キロワット時につき	**23円34銭**

なお、平日夜間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午後8時から午前6時までの時間をいい、それ以外とは平日夜間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

9　一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電CO2ゼロ	1キロワット時につき	**25円38銭**

１０　一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電CO2ゼロ	1キロワット時につき	**26円46銭**

１１　時間帯別料金（CO2ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その1月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、

その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**24 円 58 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**27 円 18 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

１２　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**25 円 66 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**28 円 26 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

１３　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	**1,134 円 10 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	**14円76銭～ 18円39銭※**	**13円31銭～ 16円94銭※**

※販売代理店毎に、上記金額の範囲の中で設定されます。

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（中国エリア）

平成３０年１月５日実施

［最終改定日：令和８年１１月１日］

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【中国エリア】

Ⅰ　総　　則 1
1　適　用 1
2　定　義 1
3　単位および端数処理 2
4　実施細目 3
Ⅱ　契約の申込み 4
6　供給契約の申込み 4
6　供給契約の成立および契約期間 4
7　需要場所 5
8　供給契約の単位 7
9　供給の開始 7
10　供給の単位 7
11　承諾の限界 7
12　供給契約書の作成 7
Ⅲ　契約種別および料金 8
13　契約種別 8
14　定額電灯 8
15　従量電灯 9
16　低圧電力 15
Ⅳ　料金の算定および支払い 19
17　料金の適用開始の時期 19
18　検針日 19
19　料金の算定期間 19
20　使用電力量の計量等 20
21　料金の算定 20
22　日割計算 21
23　料金の支払義務および支払期日 21
24　料金その他の支払方法 22
25　延滞利息 23
Ⅴ　使用および供給 25
26　適正契約の保持 25
27　力率の保持 25
28　需要場所への立入りによる業務の実施 25
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 26

30　供給の停止 26
31　供給停止の解除 27
32　供給停止期間中の料金 27
33　違約金 27
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 28
35　制限または中止の料金割引 28
36　損害賠償の免責 28
37　設備の賠償 28
Ⅵ　契約の変更および終了 30
38　供給契約の変更 30
39　名義の変更 30
40　供給契約の終了 30
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 31
42　契約の解除等 31
43　供給契約消滅後の債権債務関係 32
Ⅶ　供給方法および工事 33
44　供給地点および施設 33
45　架空引込線 33
46　地中引込線 34
47　連接引込線等 35
48　中高層集合住宅等への供給方法 35
49　引込線の接続 35
50　計量器等の取付け 36
52　専用供給設備 36
Ⅷ　工事費の負担 38
53　一般供給設備の工事費負担金 38
54　特別供給設備の工事費負担金 39
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 39
56　特別供給設備等の工事費の算定 40
57　工事費負担金の申受けおよび精算 41
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 42
Ⅸ　保安 43
59　保安の責任 43
60　調査 43
61　調査等の委託 43
62　調査に対するお客さまの協力 43
63　保安に対するお客さまの協力 43
64　検査または工事の受託 44

65　自家用電気工作物 44
X　その他 45
66　反社会的勢力の排除 45
67　管轄裁判所 45
68　この供給約款の実施期日 45
附　　則 46
別　　表 48
【別紙】 73

Ⅰ　総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

鳥取県、島根県（隠岐諸島〔島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島〕を除きます。）、岡山県、広島県、山口県（見島を除きます。）、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した事項（以下あわせて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（9）　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（10） 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

（11） その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

（12） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

（13） 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（14） 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。） をいいます。

（15） 一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての中国電力ネットワーク株式会社をいいます。

（16） 接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

（17） 接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

3 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1） 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（3） 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力

が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（４）　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（５）　力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６）　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

４　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行なっていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

6　　供給契約の申込み

（１）お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）のハおよび（２）ハおよびニおよび（３）ハならびに16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから１年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降１年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止

条件として、成立いたします。

（２）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（３）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、供給契約が成立した日以降、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の１週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（１）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、１需要場所につき、１供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 （CO2 ゼロホームプラン）
		一律単価料金 （CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（１）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 7[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（３）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）料金

料金は別紙に記載いたします。

（５）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15　従量電灯

（1）　3段階料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ)　定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（2）　定率割

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ロ)　定率割A　：　契約容量が6キロボルトアンペア以上10キロボルトアンペア以下であること。

定率割B　：　契約容量が11キロボルトアンペア以上20キロボルトアンペア以下であること

定率割C　：　契約容量が21キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との

合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 7[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5[契約負荷設備の総容量の算定]によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10[契約容量および契約電力の算定方法]により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（3）　昼間・夜間別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（4）　一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波

数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（５）　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ナ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ラ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ナ)　　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ラ)　　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（５）　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（6）　時間帯別料金（CO2ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ム)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ウ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむ

をえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ム)　　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ウ)　　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、

ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表10〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表10〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 10（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

IV　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたしいたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約に係る接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外しした記録型計量器ごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 11（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 11（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 12（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 12（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 12（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 12（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日といたします。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \quad \times \quad \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 9（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（１）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（２）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（１）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（１）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（２）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与する

こともしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

へ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）に基づく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または 15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了

通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（２）　前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ　当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の１週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給に係る料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ　お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ　お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ　お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42　契約の解除等

（１）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ　30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　お客さまが、40（供給契約の終了）（１）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ　支払期日を１０日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ　お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4）　当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46　地中引込線

（1）　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ　一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2）　（1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ　建物の 3 階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3）　地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、こ場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ　お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（1）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、計量器の情報等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（2）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（3）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（1）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（4）　当社または一般送配電事業者は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（5）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

（6）　15（従量電灯）（1）と（3）ホによって取付ける装置については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。この場合、その取付位置は、原則として屋外とし、取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

52　専用供給設備

（1）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来にお

いても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（２）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（１）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける、がその超過こう長に次の金額を乗じてえた金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,520 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**28,050 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点に係る配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長}\right)$$

$$\times\frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（５）　次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ　配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ　工事こう長

別表 13（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（６）　Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ　定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約容量

ハ　契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54　特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ロ　52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（２）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電

事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（1）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（2）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（1）に準じて算定いたします。

（3）　54（特別供給設備の工事費負担金）の場合で、その工事費を53（一般供給設備の工事費負担金）（1）に定める超過こう長1メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（1）および（2）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも53（一般供給設備の工事費負担金）（1）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（5）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（6）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏

まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）、（53（一般供給設備の工事費負担金）の超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、当社は、一般送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5）　居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みを

されたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　検査または工事の受託

（５）お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

（６）（１）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、すみやかに検査を行います。この場合には、当社は、検査料として実費を申受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

（７）お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

（８）（３）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申受けます。

65　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

ニ　64（検査または工事の受託）

X　その他

66　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

67　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

68　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 30 年 1 月 5 日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定にもとづき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、15（従量電灯）（1）ニおよび（2）ホおよび（3）ニにかかわらず、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（２）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

2　燃料費等調整

（１３）　各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（１４）　N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（１５）　当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さ

まの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3　燃料費調整

（1）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α=0.1543

β=0.1322

γ=0.9761

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26{,}000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26{,}000\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間

毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

定額電灯

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金

が適用される電力量をいいます。

（2） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

定額電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 90 銭 5 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 81 銭 2 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 71 銭 7 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 52 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	4 円 76 銭 4 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 84 銭 6 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 69 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 84 銭 6 厘

ロ 従量制供給の場合

(イ)従量電灯 A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	3 円 68 銭 0 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	24 銭 5 厘

(ロ)(イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	24 銭 5 厘

（3） 燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4 電源調整

（1） 電源調整額の算定

イ 電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1キロワット時につき	**5円28銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ)市場調整価格

供給区域に応じた1キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、または、13円00銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－7円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ)平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)09:00から15:00、(ii)15：00から21：00、(iii)21：00から09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その

内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
中国	(i)09：00 から 15:00	0.40
	(ii)15：00 から 21：00	0.40
	(iii)21：00 から 09：00	0.20

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**1 円 00 銭**

（2）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） （1）により，契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、別表 4（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体 500 ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし、寮、アパート等は、建物構造を参考に協議決定いたします。

6 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず 1 灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

（単位：キロボルトアンペア）

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下 10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

7　負荷設備の入力換算容量

（1）　照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30

6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（２）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ワット） ×133.0 パーセント
45 以下	―	180	

65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（3）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10

	95キロボルトピーク超過100キロボルトピーク以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク超過125キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過150キロボルトピーク以下	500ミリアンペア以下	11
		500ミリアンペア超過1,000ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置	コンデンサ容量　0.75マイクロファラッド以下		1
	0.75マイクロファラッド超過1.5マイクロファラッド以下		2
	1.5マイクロファラッド超過3マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した1次入力（キロボルトアンペア）×70パーセント

（5）　その他

イ　（1）、（2）、（3）および（4）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

8　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率}90\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率}80\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

9　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

変圧器２次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水銀灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

（2）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3）　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力 （キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（4）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。

10　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（2）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2）　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

11　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1）　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（2）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（3）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（4）　参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（5）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}\quad+\ (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

12　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量}=\text{各段階の閾値}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワットとします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（２）　電気の供給を開始し、または供給契約が消滅した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の歴日数といたします。

ロ　供給契約が消滅した場合

供給消滅日が属する月の歴日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（１）にいう検針期間の日数は、（２）に準ずるものといたします。

（４）　（１）から（３）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

13　標準設計基準

（１）　適用

イ　この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等に基づき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

（２）　高圧および低圧電線路

イ　電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発変電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

	高圧	低圧	
公称電圧	6,600 ボルト	100 ボルト	200 ボルト
電圧降下	600 ボルト	6 ボルト	20 ボルト

ロ　経過地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に

支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ　高圧または低圧架空電線路

(イ)　電線路の施設

a　高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路を新設する場合、他の架空電線路と併架する場合および電線の張替えによる場合ならびに負荷分割をする場合のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。

b　高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として１回線といたします。

(ロ)　支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ)　標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

施設地域	標準径間
市街地	30～40 メートル
その他	40～50 メートル

(ニ)　支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

施設地域／装柱	市街地	その他
低圧	9 メートル	9 メートル
高圧	10 メートル	9 メートル
高低圧併架	12 メートル	11 メートル

(ホ)　がいし

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

使用箇所／電圧	引通箇所	引留箇所
高圧	高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
圧　低	低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧引込	低圧引留がいし	低圧引留がいし 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし

(ヘ)　電線の種類および太さ

a　高圧または低圧架空電線の導体には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。

b　高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には、絶縁電線を使用いたします。

c　電線の太さは、許容電流、電圧降下および機械的強度を考慮して、次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

高圧	直径 5.0 ミリメートル
低圧	直径 5.0 ミリメートル
低圧引込	直径 2.6 ミリメートル

（注）低圧架空引込線については、特殊なものは、上表にかかわらず 2.0 ミリメートルを使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

（単位:アンペア）

			単線（ミリメートル）				より線（平方ミリメートル）							
			2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
高圧絶縁電線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線（OC）					146							335	
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線（PDC）						71							
低圧絶縁電線	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	低圧線				103					153	206		302
		引込線	44	58	78					112	153	206		302
	600ボルトビニル絶縁電線（IV）		48	62	81				88	115	162	217		298
	引込用ビニル絶縁電線（DV）	2心	38	50					70	92				
		3心＊	34	44					62	80	113	152		
	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル（VV）		34					43	57	81	113	152		209

＊交流単相３線式の場合は２心の電流を適用いたします。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の中から選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）
10,20,30,50,75,100,133

（注）３相電力負荷に対しては、単相変圧器２台をＶ結線または３台をΔ結線により使用することがあります。

(チ) 開閉器の取付けおよび容量

a　高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には、気中開閉器を施設いたします。ただし、気中開閉器の施設が技術上、経済上不適当な場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

b　開閉器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容量（アンペア）
100,200,300,400

(リ) その他装柱付属品等に関する事項

a　高圧または低圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、高圧線は水平配列、低圧線は垂直配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。

b　高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。また、低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは、ラック金物を使用いたします。

c　支柱、支線柱は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。

d　変圧器の１次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

a　塩害地域に施設する架空電線路のがいし、柱上変圧器、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行ないます。なお、塩害地域とは、海岸からおおむね２キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。

b　雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。

c　雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ホ　地中電線路

(イ) 電線路の施設方法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a　直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b　暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定するものといたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種類	公称断面積 (平方ミリメートル)
6,600	架橋ポリエチレンケーブル	38,60,100,150,200,250,325
600		14,22,38,60,100,150,200,250,325,400

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b 容量は次表によります。

容量（アンペア）	400

(ニ) 変圧器の施設および容量

変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

	容量（キロボルトアンペア）
単相用	100,150
灯力共用	50+30,75+50,100+50

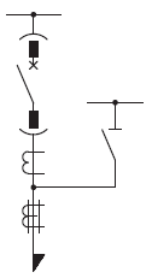
（3） 変電設備

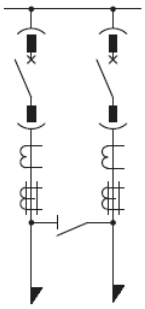
イ 通則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

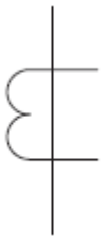
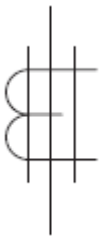
ロ 結線法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

区分		結線法	機器名	台数
高圧	補助母線付		プラグイン形しゃ断器	1台
			断路器	1台
			変流器	2台
			零相変流器	1台
			配電盤	1式
	切替断路器付		プラグイン形しゃ断器	1台
			断路器	1台

			変流器	2 台
			零相変流器	1 台
			配電盤	1 式

凡例

プラグイン形 しゃ断器	断路器	変流器	零相変流器
			

（注）　1　切替断路器付に記載の台数は引出設備 1 回線分といたします。

2　接地装置については、固体絶縁開閉装置を使用する場合は、線路側に 1 台設置することがあります。

ハ　しゃ断器の選定

しゃ断器は、一般送配電事業者で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。

なお、系統構成は 10 年程度先を目標といたします。

回路電圧 （キロボルト）	定格電圧 （キロボルト）	定格電流 （アンペア）	定格しゃ断電流 （キロアンペア）	型式
6.6	7.2	600	12.5	真空型，ガス型

ニ　断路器の選定

断路器は、一般送配電事業者で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。

なお、系統構成は 10 年程度先を目標といたします。

回路電圧 （キロボルト）	定格電圧 （キロボルト）	定格電流 （アンペア）	定格しゃ断電流 （キロアンペア）	型式
6.6	7.2	600	12.5	三極単投

ホ　計器用変流器の選定

計器用変流器は、一般送配電事業者で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統で必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。

なお、系統構成は 10 年程度先を目標といたします。

ヘ　配電盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器等の操作用開閉器ならびに運転に必要な装置を取付けます。また、必要に応じ電力量計、無効電力量計、電圧計等を取付けます。

ト　保護装置の施設

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取付けます。

なお、原則として各線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	**109 円 29 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

20 ワットまでの 1 灯につき	**120 円 02 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**219 円 11 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**317 円 13 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**514 円 24 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**281 円 62 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 7（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**243 円 20 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**401 円 68 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**215 円 69 銭**

2　3 段階料金の料金

料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　最低料金および電力量料金

最低料金および電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**657 円 29 銭**
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**21 円 30 銭**
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**27 円 98 銭**
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**30 円 10 銭**

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

10,000 円をこえる場合	**5%**

3　定率割の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	**477 円 77 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**18 円 64 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**24 円 73 銭**
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**26 円 60 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額は含みません。）の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	**15%**

4　昼間・夜間別の料金

販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。その場合の料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　時間帯別の料金

その 1 月の最低料金および電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の最低料金および昼間の電力量料金と、その 1 月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の最低料金および夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の最低料金	昼間の使用電力量の合計が、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**601 円 07 銭**
昼間の電力量料金	15 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**24 円 98 銭**
	250 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**31 円 10 銭**
夜間の最低料金	なし	
夜間の電力量料金	1 キロワット時につき	**20 円 50 銭**

なお、昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

5　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	１キロワット時につき	**26 円 39 銭**

6　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	１キロワット時につき	**28 円 70 銭**

7　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**25 円 49 銭**
その他の電力量料金	１キロワット時につき	**28 円 19 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**27 円 80 銭**
その他の電力量料金	１キロワット時につき	**30 円 50 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	**1,151 円 85 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	**15 円 41 銭**	**14 円 12 銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（四国エリア）

平成３０年５月１日実施

［最終改定日：令和８年１１月１日］

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【四国エリア】

Ⅰ　総　　則 1

1　適　用 1

2　定　義 1

3　単位および端数処理 2

4　実施細目 3

Ⅱ　契約の申込み 4

5　供給契約の申込み 4

6　供給契約の成立および契約期間 4

7　需要場所 5

8　供給契約の単位 7

9　供給の開始 7

10　供給の単位 7

11　承諾の限界 7

12　供給契約書の作成 7

Ⅲ　契約種別および料金 8

13　契約種別 8

14　定額電灯 8

15　従量電灯 9

16　低圧電力 15

Ⅳ　料金の算定および支払い 19

17　料金の適用開始の時期 19

18　検針日 19

19　料金の算定期間 19

20　使用電力量の計量等 20

21　料金の算定 20

22　日割計算 21

23　料金の支払義務および支払期日 21

24　料金その他の支払方法 22

25　延滞利息 23

Ⅴ　使用および供給 25

26　適正契約の保持 25

27　力率の保持 25

28　需要場所への立入りによる業務の実施 25

29　電気の使用にともなうお客さまの協力 26

30　供給の停止 26

31　供給停止の解除 27
32　供給停止期間中の料金 27
33　違約金 27
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 28
35　制限または中止の料金割引 28
36　損害賠償の免責 28
37　設備の賠償 28
Ⅵ　契約の変更および終了 30
38　供給契約の変更 30
39　名義の変更 30
40　供給契約の終了 30
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 31
42　契約の解除等 31
43　供給契約消滅後の債権債務関係 32
Ⅶ　供給方法および工事 33
44　供給地点および施設 33
45　架空引込線 33
46　地中引込線 34
47　連接引込線等 35
48　中高層集合住宅等への供給方法 35
49　引込線の接続 35
50　計量器等の取付け 36
52　専用供給設備 36
Ⅷ　工事費の負担 38
53　一般供給設備の工事費負担金 38
54　特別供給設備の工事費負担金 39
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 39
56　特別供給設備等の工事費の算定 40
57　工事費負担金の申受けおよび精算 41
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 42
Ⅸ　保安 43
59　保安の責任 43
60　調査 43
61　調査等の委託 43
62　調査に対するお客さまの協力 43
63　保安に対するお客さまの協力 43
64　検査または工事の受託 44
65　自家用電気工作物 44

X　その他 **45**
66　反社会的勢力の排除 45
67　管轄裁判所 45
68　この供給約款の実施期日 45
附　　則 **46**
別　　表 **48**
【別紙】 **70**

Ⅰ　総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

徳島県、高知県、香川県（一部を除きます。）、愛媛県（一部を除きます。）

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した事項（以下あわせて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（9）　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（10） 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

（11） その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

（12） 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

（13） 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

（14） 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。

（15） 一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての四国電力送配電株式会社をいいます。

（16） 接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

（17） 接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給に係る契約をいいます。

3 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1） 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（3） 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（４）　使用電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（５）　力率の単位は、１パーセントとし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

（６）　料金その他の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

４　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行なっていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

7　　供給契約の申込み

（１）　お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、最大需要容量、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または1年間を通じての最大の負荷を基準として､お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）および（３）の各ハおよび（２）ハおよびニならびに16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の

間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止条件として、成立いたします。

（２）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（３）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、供給契約が成立した日以降、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の１週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（１）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の

電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 （CO2 ゼロホームプラン）
		一律単価料金 （CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（１）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（３）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）料金

料金は別紙に記載いたします。

（５）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15　従量電灯

（1）　3段階料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ)　定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（2）　定率割

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 定率割A：契約容量が6キロボルトアンペア以上10キロボルトアンペア以下であること。

定率割B：契約容量が11キロボルトアンペア以上20キロボルトアンペア以下であること

定率割C：契約容量が21キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合

計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6[負荷設備の入力換算容量]によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5[契約負荷設備の総容量の算定]によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9[契約容量および契約電力の算定方法]により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（3）　昼間・夜間別の料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ)　定額電灯を適用できないこと。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　一般送配電事業者は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取付けることがあります。

（4）　一律単価料金（CO2ゼロホームプラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波

数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（５）　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(イ)　　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ロ)　　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（６）　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（7）　時間帯別料金（CO2ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ハ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ニ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむ

をえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ハ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ニ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、

ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

（ロ） お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100％とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

Ⅳ　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたしいたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約に係る接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外しした記録型計量器ごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 11（日割計算の基本算式）（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 11（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日といたします。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）　料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金　×　$\frac{10}{110}$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（１）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（２）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（１）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（１）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（２）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与する

こともしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

へ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）に基づく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または 15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備（一般送配電事業者が使用権を有する設備を含みます。）の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営

推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（２）　前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ　当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の１週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ　当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給に係る料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ　お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ　お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ　お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ　お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42　契約の解除等

（１）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ　30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ　お客さまが、40（供給契約の終了）（１）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ　支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ　お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反

した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46　地中引込線

（１）　架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ　お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ　一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（２）　（１）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ　お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ　建物の 3 階以下にある場所

ハ　その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（３）　地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、こ場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ　鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（π引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含

みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に

は、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（１）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、計量器の情報等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（１）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（５）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

（６）　15（従量電灯）（１）ホによって取付ける装置については、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けます。この場合、その取付位置は、原則として屋外とし、取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。

52　専用供給設備

（１）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（２）　（１）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（２）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（３）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（１）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける、がその超過こう長に次の金額を乗じてえた金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,410 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**27,280 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点に係る配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\text{架空配電設備の超過こう長} = \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{無償こう長}\end{array} - \begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{工事こう長}\end{array}\right)$$

$$\times\frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（５）　次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ　配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ　工事こう長

別表 12（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（６）　Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ　定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ　契約容量

ハ　契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54　特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ　お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

ロ　52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（２）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の

使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（１）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（２）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

（３）　54（特別供給設備の工事費負担金）の場合で、その工事費を53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に定める超過こう長１メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（１）および（２）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長１メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（４）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（５）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）、(53（一般供給設備の工事費負担金）の超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。)および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。)、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。)

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、当社は、一般送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5）　居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込

みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　検査または工事の受託

（１）　お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

（２）　（１）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、すみやかに検査を行います。この場合には、当社は、検査料として実費を申受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

（３）　お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

（４）　（３）の申込みを受けた場合には、当社または一般送配電事業者は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申受けます。

65　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

ニ　64（検査または工事の受託）

X　その他

66　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

67　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

68　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 30 年 5 月 1 日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器(以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。)で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定にもとづき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、15（従量電灯）（1）ニ、（2）ホおよび（3）ニにかかわらず、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（２）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量が適用される場合、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 15 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいい、以下同様とします。

また、定額電灯の場合においては、各契約負荷設備ごとの（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

2　燃料費等調整

（１６）　各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（１７）　N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分

を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（１８）　当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3　燃料費調整

（１）　燃料費調整額の算定

イ　平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α=0.2104

β=0.0541

γ=1.0588

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26{,}000\text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26{,}000\text{ 円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平

均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から 3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から 4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月28日までの期間 （翌年が閏年となる場合は、 翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から 5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

定額電灯

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計

といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その１月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

（２） 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

定額電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの１灯につき	76 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1 円 52 銭 1 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	3 円 04 銭 2 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	4 円 56 銭 3 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	7 円 60 銭 5 厘
	100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	3 円 80 銭 3 厘
小型機器	50 ボルトアンペアまでの１機器につき	2 円 27 銭 2 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	4 円 54 銭 3 厘
	100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	2 円 27 銭 2 厘

ロ 従量制供給の場合

(イ)従量電灯 A

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	１契約につき最初の 11 キロワット時まで	2 円 15 銭 4 厘
電力量料金	上記をこえる１キロワット時につき	19 銭 6 厘

(ロ)(イ)以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

１キロワット時につき	19 銭 6 厘

（３） 燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4 電源調整

（１） 電源調整額の算定

イ　　電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき	**5 円 28 銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ) 市場調整価格

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、または、13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－7 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1 キロワット時当たりの平均市場価格が 13 円 00 銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13 円 00 銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ) 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月 1 日から末日までの期間に係る、(i)09:00 から 15:00、(ii)15：00 から 21：00、(iii)21：00 から 09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1 銭と

し、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
四国	(i)09：00 から 15:00	0.40
	(ii)15：00 から 21：00	0.40
	(iii)21：00 から 09：00	0.20

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が１円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

１キロワット時につき	**１円 00 銭**

（２）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年１月１日から １月 31 日までの期間	その年の１月の検針日から ２月の検針日の前日までの期間
毎年２月１日から２月 28 日までの期間（閏年となる場合は、２月 29 日までの期間）	その年の２月の検針日から ３月の検針日の前日までの期間
毎年３月１日から ３月 31 日までの期間	その年の３月の検針日から ４月の検針日の前日までの期間
毎年４月１日から ４月 30 日までの期間	その年の４月の検針日から ５月の検針日の前日までの期間
毎年５月１日から ５月 31 日までの期間	その年の５月の検針日から ６月の検針日の前日までの期間
毎年６月１日から	その年の６月の検針日から

6月30日までの期間	7月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 7月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 8月31日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 9月30日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から 10月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から 11月30日までの期間	その年11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から 12月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1差込口につき 100ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の総容量を算定することが不適当と認められる場合は、（1）ロに準じて算定いたします。

6 負荷設備の入力換算容量

（1） 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ　けい光灯

	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 （ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435

700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（２）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕)は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ)　出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	―	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	―	180	
65 以下	―	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（３）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5

		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルト ピーク超過 100 キロボルト ピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルト ピーク超過 125 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト ピーク超過 150 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

（4）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した１次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

（５）　その他

イ　（１）、（２）、（３）および（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\text{パーセント}\times\left\{\begin{array}{l}\text{力率 90 パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}+80\text{パーセント}\times\left\{\begin{array}{l}\text{力率 80 パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{array}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

8　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（１）　照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧（ボルト）	管灯の定格消費電力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5

	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ　ネオン管灯

変圧器 2 次電圧 （ボルト）	変圧器容量 （ボルトアンペア）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ　水銀灯

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

（2）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	使用電圧 100 ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	40

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50

	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3）　電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ　交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ　交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（4）　その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。

9　契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（2）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2）　供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）}\times\text{電圧（ボルト）}\times\ 1.732\ \times\ \frac{1}{1{,}000}$$

10　使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（１）　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前３月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の実日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（２）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（３）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}}\times\text{協定の対象となる期間の日数}$$

（４）　参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（５）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント}\ +\ (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

11　日割計算の基本算式

（１）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量}=\text{各段階の閾値}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各段階料金適用電力量の単位は、1キロワットとします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（2）　電気の供給を開始し、または供給契約が消滅した場合の（1）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の歴日数といたします。

ロ　供給契約が消滅した場合

供給消滅日が属する月の歴日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（3）　定額制供給の場合または20（使用電力量の計量等）（7）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（1）にいう検針期間の日数は、（2）に準ずるものといたします。

（4）　（1）から（3）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

12　標準設計基準

（1）　適用

イ　この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ　この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等に基づき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ　地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

（2）　高圧および低圧電線路

イ　通則

（イ）電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口または供給用変圧器の引出側端子までの電線路をいいます。）における電圧降下の許容限度は、次表の値を標準といたします。

電線路の公称電圧	電圧降下の許容限度
100 ボルト	8 ボルト
200 ボルト	20 ボルト
6,600 ボルト	600 ボルト(300 ボルト)

（注）市街地電線路の場合は、（　）の値を適用いたします。

（ロ）経過地の選定

高圧または低圧の電線路の経過地は、地理的条件、保安および保守上の問題を考慮して、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

（ハ）電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合には、地中電線路またはその他の方法によります。

ロ　架空電線路

（イ）電線路の施設

a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線張替えおよび線路用電圧調整器の取付けなどのうち、技術的に困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に新設する場合は、原則として１回線といたします。

c 高圧架空電線路の併架の場合の回線数は、既設線も含めて原則として２回線以下といたします。

（ロ）支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱を使用いたします。ただし、山間部、狭い路地等で鉄筋コンクリート柱の運搬および建柱ができない場合ならびに技術上および経済上鉄筋コンクリート柱の施設が適当でない場合には、鉄柱、鉄塔など他の支持物を使用いたします。

（ハ）標準径間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は、次表によります。

施設地域	標準径間
市街地	40 メートル
その他	50 メートル

（ニ）支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは、次表を標準といたします。ただし、架空電線の回線数、装柱状況、地形、その他工作物との離隔距離などを勘案し、必要な

場合はこれによらないことがあります。

施設地域／装柱	市街地	その他
低圧	10 メートル	8 メートル
高圧	10 メートル	8 メートル
高低圧併架	12 メートル	10 メートル

（ホ）架線順位

架線順位は、原則として次のとおりといたします。

a 電圧の高いものは、低いものの上部といたします。

b 専用線およびこれに類するものは、一般線の上部といたします。

c 遠距離に送電するものは、近距離に送電するものの上部といたします。

（ヘ）がいしの種類

高圧または低圧の架空電線路のがいしは、次表のものを使用いたします。

使用箇所別／電圧別		引通箇所	引留箇所
高圧線		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低圧	低圧線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
		低圧がいしレスアーム用ラック	
	引込線	低圧バインドレスがいし	

（ト）電線の種類および太さ

a 高圧または低圧の架空電線路は、技術上および当社の設備状況等を勘案し、硬銅線またはアルミより線を導体とした絶縁電線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合には、他の適当な電線を使用いたします。

b 電線の太さは、次表のとおりとし、許容電流、短絡電流限度、電圧降下、機械的強度等を考慮して適正なものを使用いたします。

電線の種類／電圧		硬銅線	アルミより線
高圧線		200 平方ミリメートル	32、120、240 平方ミリメートル
低圧	低圧線	5.0 ミリメートル 38 平方ミリメートル	32 平方ミリメートル
	引込線	2.6、3.2 ミリメートル 14、22、38、60 平方ミリメートル	―

（注）低圧引込線のうち 22 平方ミリメートル以上については、軟銅線といたします。

c 電線の許容電流は、次表によります。

（単位：アンペア）

種類および太さ		O 線	OW 線	DV 線	
				芯	3 芯
硬銅線	2.6 ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	－	－	38	34
	3.2 〃	－	－	50	44
	5.0 〃	－	103	－	－
	14 平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ	－	－	70	62
	22 〃	－	－	92	80
	38 〃	－	153	130	113
	60 〃	－	－	174	152
	200 〃	605	－	－	－
アルミより線	32 〃	150	109	－	－
	120 〃	310	－	－	－
	240 〃	510	－	－	－

（注）DV 線のうち 22 平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ以上については、軟銅線といたします。

（チ）柱上変圧器の容量

柱上変圧器は、原則として単相柱上油入変圧器を使用するものとし、負荷の種別、容量などを考慮して次表より適正なものを使用いたします。

変圧器容量（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	5、10、20、30、50、100

（リ）電力用変圧器の結線

低圧 3 相電力負荷に供給する場合は、原則として単相変圧器を 2 台用いて V 結線により使用いたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、3 台用いて Δ 結線により使用いたします。

（ヌ）線路用区分開閉器の取付け

a 高圧架空電線路の操作または保守のために、必要に応じ区分開閉器を取り付けます。

b 区分開閉器の容量は、次表のうちから負荷電流および短絡電流を考慮して適正なものを使用いたします。

容量（ｱﾝﾍﾟｱ）	100、200、400、600

（注）100 アンペアおよび 200 アンペアについては、在庫品のみを使用いたします。

（ル）避雷器の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ避雷器を取り付けます。

（ヲ）架空地線の取付け

高圧架空電線路には、必要に応じ架空地線を取り付けます。

（ワ）線路用電圧調整器の取付け

a 高圧配電線の電圧を適正に保持するため、技術上、経済上適当と認められる場合には線路用電圧調整器を使用いたします。

b 線路用電圧調整器の容量は、次表のうちから負荷電流を考慮し適正なものを使用いたします。

容量（ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ）	1500、2500、3000、3500、4000、4500

（注）1,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ、2,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ、3,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱ、4,500ｷﾛﾎﾞﾙﾄｱﾝﾍﾟｱについては、在庫品のみを使用いたします。

（カ）特殊機器および特殊材料の使用

a 塩害等により汚損する地域には、その程度に応じた架空電線路の機器および材料は耐塩構造のものを使用いたします。

b 雪害の多い地域には、その程度に応じた架空電線路の材料には着氷雪に対し堅ろうなものを使用いたします。

（ヨ）その他

高圧または低圧の架空電線路の施設は、前記各項によるほか、法令で定める電気設備に関する技術基準、電気学会電気規格調査会標準規格等これに類する規格によるものといたします。

ハ地中電線路

（イ）施設方法

高圧または低圧の地中電線路の施設方法は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は、直接埋設式、暗きょ式または開きょ式といたします。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘削が他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

c 開きょ式

発変電所構内等重量物の通過しない場所に施設する場合

（ロ）回線数

高圧または低圧の地中電線路を単独に新設する場合は、原則として１回線といたします。

（ハ）ケーブルの種類および太さ

a 高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルは、CV ケーブルを標準といたします。

b ケーブルの太さは、次表のとおりとし許容電流、短時間許容電流および電圧降下等を考慮して適正なものを使用いたします。

電圧別	ケーブルの太さ（平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）
低圧	8、14、38、60、100、150、250
高圧	60、100、150、250、400、600

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

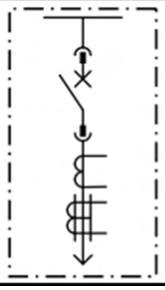
（３） 変電設備

イ 通則

電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ　結線方法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

公称電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄ）	結線図	機器名	取付台数
6.6	 配電箱	配電箱 しゃ断器 変流器 零相変流器 配電盤	1個 1台 2台 1台 1面 （配電箱に内蔵）

凡例	引出型しゃ断器	変流器	零相変流器
			

ハ　しゃ断器

（イ）しゃ断器は、現に構成されまたは将来構成されることが予想されている系統構成の短絡容量の計算値から判断して、次表のうちから必要最小のものを選定使用いたします。

公称電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄ）	定格電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄ）	定格電流（ｱﾝﾍﾟｱ）	定格しゃ断電流（ｷﾛｱﾝﾍﾟｱ）
6.6	7.2	600、1200	12.5、20、25、31.5、40

（ロ）将来の系統構成は、10年程度を目標といたします。

ニ　変流器

変流器の定格は、次表から必要最小のものを選定いたします。

公称電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄ）	定格電圧（ｷﾛﾎﾞﾙﾄ）	定格1次電流（ｱﾝﾍﾟｱ）	定格2次電流（ｱﾝﾍﾟｱ）	形式
6.6	6.9	200～800	5	モールド形

	穴径（平方ﾐﾘﾒｰﾄﾙ）	定格零相1次電流（ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	定格零相2次電流（ﾐﾘｱﾝﾍﾟｱ）	形式

零相変流器	120、150、160	200	1.5	貫通形

ホ 配電盤

配電盤には、原則として電流計およびしゃ断器操作用ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ電圧計、電力計または無効電力量計等を取り付けます。

ヘ 保護装置

電線路に短絡または地絡事故が発生した場合は、自動的に電路をしゃ断するものとし、保護装置として次のものを施設いたします。

（イ）短絡保護継電器

（ロ）地絡保護継電器

なお、電線路には、自動再閉路継電器を施設いたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	**77 円 74 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

20 ワットまでの 1 灯につき	**156 円 57 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**265 円 86 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**375 円 13 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**592 円 57 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**327 円 50 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**267 円 24 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**424 円 46 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	**212 円 24 銭**

2　3 段階料金の料金

料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可

能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　最低料金および電力量料金

最低料金および電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最低料金	１契約につき最初の 11 キロワット時まで	**799 円 82 銭**
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**21 円 09 銭**
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**27 円 71 銭**
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**31 円 22 銭**

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

10,000 円をこえる場合	**5%**

３　定率割の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 １（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**467 円 50 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**17 円 69 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**23 円 22 銭**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**26 円 14 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金、電力量料金（燃料費調整額は含みません。）の合計金額より、下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その 1 月の料金は、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金相当額といたします。

1 契約につき	**15%**

4　昼間・夜間別の料金

販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。その場合の料金は、その 1 月の使用電力量に基づき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　時間帯別の料金

その 1 月の最低料金および電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の最低料金および昼間の電力量料金と、その 1 月の夜間時間帯使用電力量より算定した夜間の最低料金および夜間の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の最低料金	昼間の使用電力量の合計が、1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	**669 円 07 銭**
昼間の電力量料金	15 キロワット時をこえ 250 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**25 円 88 銭**
	250 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**30 円 26 銭**
夜間の最低料金	なし	
夜間の電力量料金	1 キロワット時につき	**23 円 43 銭**

なお、昼間時間とは土曜日と休日扱い日を除く毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいい、夜間時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

休日扱い日とは、日曜日，「国民の祝日に関する法律」に規定する休日，1 月 2 日，1 月 3 日，4 月 30 日，5 月 1 日，5 月 2 日，12 月 30 日および 12 月 31 日をいいます。

ロ　料金割引

イによって算定された最低料金および電力量料金を基準として、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、割引額がイによって算定された最低料金およ

び電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(３)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

5　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	１キロワット時につき	**27 円 68 銭**

6　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	１キロワット時につき	**30 円 29 銭**

7　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	１キロワット時につき	**27 円 28 銭**
その他の電力量料金	１キロワット時につき	**30 円 08 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、

その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**29 円 89 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**32 円 69 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

9　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	**1,206 円 98 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	**16 円 29 銭**	**14 円 85 銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

電気供給約款【低圧】

（九州エリア）

平成３０年１月５日実施

［最終改定日：令和８年１１月１日］

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

目次

【九州エリア】

Ⅰ 総　　則 1
1　適　用 1
2　定　義 1
3　単位および端数処理 2
4　実施細目 3
Ⅱ 契約の申込み 4
5　供給契約の申込み 4
6　供給契約の成立および契約期間 4
7　需要場所 5
8　供給契約の単位 7
9　供給の開始 7
10　供給の単位 7
11　承諾の限界 7
12　供給契約書の作成 7
Ⅲ 契約種別および料金 8
13　契約種別 8
14　定額電灯 8
15　従量電灯 9
16　低圧電力 15
Ⅳ 料金の算定および支払い 19
17　料金の適用開始の時期 19
18　検針日 19
19　料金の算定期間 19
20　使用電力量の計量等 20
21　料金の算定 20
22　日割計算 21
23　料金の支払義務および支払期日 21
24　料金その他の支払方法 22
25　延滞利息 23
Ⅴ 使用および供給 25
26　適正契約の保持 25
27　力率の保持 25
28　需要場所への立入りによる業務の実施 25
29　電気の使用にともなうお客さまの協力 26

30　供給の停止 26
31　供給停止の解除 27
32　供給停止期間中の料金 27
33　違約金 27
34　供給の中止または使用の制限もしくは中止 28
35　制限または中止の料金割引 28
36　損害賠償の免責 28
37　設備の賠償 28
Ⅵ　契約の変更および終了 30
38　供給契約の変更 30
39　名義の変更 30
40　供給契約の終了 30
41　供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算 31
42　契約の解除等 31
43　供給契約消滅後の債権債務関係 32
Ⅶ　供給方法および工事 33
44　供給地点および施設 33
45　架空引込線 33
46　地中引込線 34
47　連接引込線等 35
48　中高層集合住宅等への供給方法 35
49　引込線の接続 35
50　計量器等の取付け 36
51　電流制限器等の取付け 36
52　専用供給設備 37
Ⅷ　工事費の負担 38
53　一般供給設備の工事費負担金 38
54　特別供給設備の工事費負担金 39
55　供給設備を変更する場合の工事費負担金 40
56　特別供給設備等の工事費の算定 40
57　工事費負担金の申受けおよび精算 41
58　供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け 42
Ⅸ　保安 43
59　保安の責任 43
60　調査 43
61　調査等の委託 43
62　調査に対するお客さまの協力 43
63　保安に対するお客さまの協力 43

64　自家用電気工作物 44
X　その他 45
65　反社会的勢力の排除 45
66　管轄裁判所 45
67　この供給約款の実施期日 45
附　　則 46
別　　表 49
【別紙】 71

Ⅰ 総　　則

1　適　用

（1）　当社が、低圧で供給するお客さま（以下「お客さま」といいます。）に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

（2）　この供給約款は、当社の供給区域である次の地域を需要場所とするお客さまに適用いたします。

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

（3）　お客さまおよび当社は、お客さまから提出していただいた電気供給申込書およびこの供給約款その他の当社とお客さまが契約の内容とすることに別途合意した書面（以下併せて「供給契約」といいます。）に定められた事項を遵守するものとします。

2　定　義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

（1）　低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（2）　高圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

（3）　電灯

白熱電球、けい光灯、LED、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（4）　小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（5）　動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（6）　契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

（7）　契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（8）　契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいいます。

（9）　契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(10)　契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(11)　夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(12)　その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

(13)　再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいい、別表 1 に定めるところによります。

(14)　貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(15)　平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 目までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。） をいいます。

(16)　一般送配電事業者

当社が接続供給契約を締結する一般送配電事業者としての九州電力送配電株式会社をいいます。

(17)　接続供給

当社が供給契約に基づき電気をお客さまに供給するために必要となる、当社が一般送配電事業者から受ける電気の供給をいいます。

(18)　接続供給契約

当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

3　単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

（1）　契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（2）　契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（3）　契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いた

します。（ただし、契約電力を算定した値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。）

（4）　使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（5）　力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6）　料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

4　実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者との協議を行っていただく必要があります。

Ⅱ　契約の申込み

5　供給契約の申込み

（５）　お客さまが新たに供給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、下記の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。この場合、当社は、以下の各号のいずれかに定める方法により、お客さまによる申込みを受け付けます。

記

契約名義情報（氏名、生年月日、住所、電気使用場所、電話番号等)、申込店名、契約プラン、契約アンペアまたは契約容量、現在契約中の電力会社に関する情報（電力会社名、お客さま番号)、供給地点特定番号、支払方法等

イ　店頭または郵送による申込書の授受等、書面の取り交わしにより受け付ける方法
ロ　当社が提供するホームページ等のウェブサイトから受け付ける方法
ハ　お客さまからの電話により受け付ける方法

（２）　契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、現在契約中の内容または１年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申出ていただき、お客さまに適用される契約種別に応じて、14（定額電灯）（３）、15（従量電灯）（１）ハおよび（２）ハおよびニおよび（３）ハならびに 16（低圧電力）（３）および（４）にそれぞれ規定する決定方法に従い決定されます。この場合、当社は、お客さまから 1 年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて、使用開始希望日以降 1 年間の電気の使用計画を文書により申出ていただきます。

（３）　供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社に一般送配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

（４）　電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

（５）　お客さまがこの供給約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

6　供給契約の成立および契約期間

（１）　供給契約は、当社がお客さまの申込みを承諾したときに、当社および一般送配電事業者の間でお客さまおよび当社との間の供給契約に対応する接続供給契約が成立することを停止

条件として、成立いたします。

（2）　お客さまと当社との間で供給契約が成立した場合、この供給約款等供給契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、電子メールや当社ウェブサイト、その他当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）によりお客さまに交付するものとし、お客さまはこの点に同意するものとします。当該契約に関する供給条件を記載した書面の再交付をご希望の場合にはお問い合わせ先までご連絡ください。

（3）　契約期間は、次によります。

イ　契約期間は、料金適用開始の日（供給開始日）から電気供給申込書に記載のある期間までといたします。

ロ　お客さまから契約期間満了日の1週間前までに供給契約の終了または変更に関する通知がない場合は、供給契約は、契約期間満了後も電気供給申込書に記載のある期間ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、契約期間が更新される場合、当社は、更新前に、書面を交付することなく更新後の契約期間のみをお客さまに説明し、更新後に、当社の名称および住所、お客さまとの契約更新年月日、更新後の契約期間ならびに供給地点特定番号を当社が適切と判断した方法によりお知らせすることがあり、お客さまは、このことについて、あらかじめ承諾していただきます。

7　需要場所

（1）　当社が供給した電気をお客さまが使用する場所を需要場所といい、1需要場所につき、1供給地点特定番号が付与されます。当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、イおよびロによります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

イ　当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、ロによります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

ロ　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

(イ)　居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

a　各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

b　各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

c　各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

(ロ)　居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(ハ)　居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、(ロ)に準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限り(イ)に準ずるものといたします。

（２）　隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、（１）にかかわらず、その隣接する複数の構内を１需要場所とすることがあります。

（３）　道路その他公共の用に供せられる土地（（１）に定める構内または（２）に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を１需要場所といたします。

（４）　（１）に定める１構内、（１）イに定める１建物または（２）に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所等」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、（１）、（２）または（３）にかかわらず、特例区域等を１需要場所といたします。

イ　次の事項について、原需要場所等から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ)　非特例区域等について、（１）、（２）または（３）に準じて需要場所を定めること。

(ロ)　当社または一般送配電事業者が特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ　特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ　特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ　当社または一般送配電事業者が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等の需要者の土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ　特例区域等を１需要場所とすることが社会的経済的事情に照らして不適当でなく、他の電気の使用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

8　供給契約の単位

当社は、従量電灯と低圧電力をあわせて契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 供給契約を結びます。

9　供給の開始

（1）　当社は、お客さまから供給契約の申込みを受けた場合、必要に応じてお客さまと協議をしたうえ供給開始日を定め、当社が 6（供給契約の成立および契約期間）（1）に定める承諾をした場合、供給準備その他必要な手続きを経て供給開始日からすみやかに電気を供給いたします。

（2）　当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

10　供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 供給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

（1）　共同引込線（2 以上の供給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合

（2）　その他技術上、経済上やむをえない場合

11　承諾の限界

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の供給契約の料金を支払期日を経過してもなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、お客さまによる供給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、お客さまにその理由をお知らせいたします。

12　供給契約書の作成

特別の事情がある場合で、当社が必要とするときは、電気の供給に関する必要な事項について、供給契約書を作成いたします。

Ⅲ　契約種別および料金

13　契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需　要　区　分	契　約　種　別	
電　灯　需　要	定　額　電　灯	
	従　量　電　灯	3 段階料金
		定率割
		昼間・夜間別
		一律単価料金 （CO2 ゼロホームプラン）
		一律単価料金 （CO2 ゼロショッププラン）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）
		時間帯別料金 （CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）
電　力　需　要	低　圧　電　力	季節別プラン
		CO2 ゼロプラン

14　定額電灯

（１）　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

（２）　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（３）　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（４）　料金

料金は別紙に記載いたします。

（５）その他

必要に応じて一般送配電事業者により電流制限器の取付けが行われます。

15　従量電灯

（1）　3段階料金

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

(ロ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（2）　定率割

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ニ) 定率割A　：　契約容量が6キロボルトアンペア以上10キロボルトアンペア以下であること。

定率割B　：　契約容量が11キロボルトアンペア以上20キロボルトアンペア以下であること。

定率割 C　：　契約容量が 21 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ト)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(チ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（3）　昼間・夜間別プラン

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

（4）　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものに

ついても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで100%とし、実質的にCO2排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が100%やCO2排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体のCO2排出係数は、当社HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（5）　一律単価料金（CO2ゼロショッププラン）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ホ)　契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ヘ)　1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ホ)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(ヘ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（6）　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ロ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般

送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によって、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約電流

(イ)　契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ)　契約電流に応じて、一般送配電事業者により電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器の取付けが行われます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者による電流制限器等または電流を制限する計量器の取付けが行われないことがあります。

ニ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ホ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

（7）　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

イ　適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(ト)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(チ)　1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さ

まの土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約容量

(ト)　契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合は、各契約負荷設備ごとに別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 5（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を決めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	**95 パーセント**
次の 14 キロボルトアンペアにつき	**85 パーセント**
次の 30 キロボルトアンペアにつき	**75 パーセント**
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	**65 パーセント**

(チ)　お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

16　低圧電力

（1）季節別プラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アン

ペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ﾛ)　(ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

(ロ)　お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて

確認いたします。

ホ　料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ　その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

（2）CO2 ゼロプラン

イ　適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ)　契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ロ)　1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者によりお客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備の施設がされることがあります。

ロ　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ　契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ　契約電力

(イ)　契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(ｲ)の係数を乗じてえた値の合計に(ﾛ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表9〔契約容量および契約電力の算定方法〕に準じて算定し、(ﾛ)の係数を乗じないものといたします。

(ｲ)　契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ﾛ) (ｲ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流に基づき、別表 9（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料金

料金は別紙に記載いたします。

ヘ その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ト 実質的な再生可能エネルギーによる電気の比率は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで 100%とし、実質的に CO2 排出量ゼロを実現します。ただし、非化石証書の調達状況によっては、実質的に再生可能エネルギーによる電気の比率が 100%や CO2 排出量が実質的にゼロとならない場合があります。なお、電源構成および全体の CO2 排出係数は、当社 HP（https://smaden.com/co2zero/faq）に記載のとおりです。

IV　料金の算定および支払い

17　料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ供給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に供給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって供給が開始されない場合を除き、原則として供給契約書に記載された供給開始日から適用いたします。

18　検針日

検針日は、次により、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

（１）　検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者がお客さまの需要場所の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）に、各月ごとに行なわれます。

（２）　お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、一般送配電事業者が検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

（３）　やむをえない事情のある場合には、（１）にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。

（４）　次の場合には、（１）にかかわらず、一般送配電事業者による各月ごとに検針が行われないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ　供給開始の日からその直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ　その他特別の事情がある場合

（５）　（３）の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

（６）　（４）イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後のお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

（７）　（４）ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

19　料金の算定期間

（１）　料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の料金の算定期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。

（２）　（１）にかかわらず、当社があらかじめお客さまに電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせした場合、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。ただし、お客さまへの電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、供給契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合の料金の算定期間は、（１）および（２）に準ずるものといたします。この場合、（１）にいう検針日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の検針日とし、（２）にいう計量日は、そのお客さまの需要場所の属する検針区域の計量日といたします。

20　使用電力量の計量等

（１）　料金の算定期間における使用電力量は、一般送配電事業者から通知を受けた使用電力量の確定値によるものといたします。ただし、21（料金の算定）（１）ロに該当する場合で、供給契約にかかる接続供給契約の料金に変更がない場合は、記録型計量器の計量値を確認するものといたします。

（２）　記録型計量器の計量値の確認は、指針が示す目盛りの値によるものとし、最小位までといたします。

（３）　使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、検針（当社がお客さまに計量日をお知らせした場合は計量）の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

（５）　記録型計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、（６）の場合を除き、取付けおよび取外ししたごとに（１）に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

（６）　記録型計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

（７）　従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で記録型計量器を取付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 10（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

21　料金の算定

（１）　料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「１月」として算定いたします。

イ　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合

ロ　契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２）　料金は、供給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。基本料金単価、電力量料金単価には託送料金相当額を含み、託送料金相当額の算定は、電力需要者の需要

場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款に定める託送基本料金単価、電力量料金単価を適用するものとし、当該託送供給等約款の変更その他の事由により、適用する託送料金単価に変更が生じた場合は、当事者間の協議又は合意を要することなく、当該変更後の託送料金単価に対応して、基本料金単価、電力量料金単価を変更し、当該託送供給等約款の変更の効力発生日その他当該託送料金単価の適用開始日から、増額、減額の双方を対象として、変更後の基本料金単価、電力量料金単価を適用するものといたします。上記に基づき料金単価等に変更が生じる場合、当社は、託送供給等約款の変更内容及び当該変更後の料金単価等について、その効力発生日までに、又は遅滞なく、書面、電子メールその他当社所定の方法によりお客さまに通知するものといたします。

（３）　（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。また、（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

22　日割計算

（１）　当社は、21（料金の算定）（１）イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表 11〔日割計算の基本算式〕（１）イにより日割計算をいたします。

ロ　電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表 11（日割計算の基本算式）（１）ロにより日割計算をいたします。

ハ　再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 11（日割計算の基本算式）（１）ニにより算定いたします。

ニ　イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（２）　21（料金の算定）（１）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、終了日を除きます。

また、21（料金の算定）（１）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（３）　当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

23　料金の支払義務および支払期日

（１）　従量制供給のお客さまの料金の支払義務は、検針日の属する月の末日に発生いたします。ただし、18（検針日）（５）の場合の料金については実際に検針を行なった日の属する月の末日とし、18（検針日）（６）の場合の料金については次回の検針日の属する月の末日とし、また、20（使用電力量の計量等）（６）の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日の属する月の末日にお客さまの料金の支払義務が発生します。

供給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があって供給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

（２）　お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

（３）　支払期日は、支払義務発生日の属する月の翌月の末日といたします。ただし、24（料金その他の支払方法）（１）ハの方法により支払われる場合は、支払義務発生日の属する月の翌々月 10 日といたします。

（４）　24（料金その他の支払方法）（１）イの方法により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日をその翌営業日とし、（１）ロの方法により支払われる場合で、支払期日が休日に該当する場合には、当社は、支払期日をその前営業日といたします。

24　料金その他の支払方法

（１）　料金についてはお客さまの希望を踏まえて、毎月当社が指定する次の方法により支払っていただきます。

イ　お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ロ　お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約に基づき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込む方法。なお、この方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申出ていただきます。

ハ　イまたはロによることができない特別の事情がある場合で、お客さまが当社の承諾をえてコンビニエンスストア等の収納制度を利用して払い込む方法。この場合、お客さまは当社に対して、振込票発行手数料として月額 550 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。なお、この方法を希望される場合には、当社は、お客さまが支払いをするコンビニエンスストア等を指定します。

（２）　お客さまが料金を（１）イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ　（１）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ　（１）ロにより支払われる場合は、原則として、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ　（１）ハにより支払われる場合は、お客さまがそのコンビニエンスストア等で料金を支払ったとき。

（３）　当社は、お客さまが当社へ供給契約の申し込みを行った際に媒介業務を行った事業者そ

の他の当社が別途お客さまに通知する事業者（以下「譲受人」といいます。）に対し、料金債権（25（遅延利息）に基づき発生する遅延利息に関する債権を含みます。）および請求明細書、振込票等の発行手数料債権を譲渡する場合があり、このことについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾していただきます。この場合、お客さまは（１）にかかわらず、譲受人が指定する方法により譲受人に対して料金をお支払いいただくものとします。

（４）　当社は、（１）にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとつく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、（２）にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

（５）　お客さまに請求する工事費負担金その他の当社が一般送配電事業者から請求を受ける費用（以下「工事費等」といいます。）の支払いについては、当社が一般送配電事業者から請求を受けるつど、当社が定める支払期日までに当社が指定した金融機関等を通じた払い込みによる方法で支払っていただきます。この場合、工事費等が当社が指定する金融機関等に払い込まれたときに、当社に対する支払いがなされたものとします。

（６）　料金および工事費等は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

（７）　18（検針日）（６）の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

（８）　お客さまが請求明細書の郵送をご希望の場合、当社は請求明細書を発行します。この場合、お客さまは当社に対して、発行手数料として月額 220 円（税込）を請求明細書に記載の料金と共にお支払いいただきます。

25　延滞利息

（１）　お客さまが料金または工事費等を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申受けます。ただし、当社の都合により料金が支払期日を経過して支払われたときは、この限りではありません。

（２）　延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{10}{110}$$

（３）　延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後

に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

Ⅴ　使用および供給

26　適正契約の保持

当社は、一般送配電事業者から、接続供給契約が電気の使用状態に比べて不適当であるとして、電気の使用状態に応じた適正なものに変更することを求められた場合など、お客さまとの供給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、お客さまに対してすみやかに供給契約を適正なものに変更していただきます。

27　力率の保持

（１）　需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。

（２）　お客さまが進相用コンデンサを取付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表 8（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取付けていただきます。

28　需要場所への立入りによる業務の実施

当社が供給契約の遂行上、または一般送配電事業者が次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまには、正当な理由がない限り、当社または一般送配電事業者が立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、一般送配電事業者の係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ　供給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査

ロ　63（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

ハ　不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ニ　計量器の検針または計量値の確認

ホ　30（供給の停止）、40（供給契約の終了）（１）または 42（契約の解除等）により必要な処置

ヘ　その他この供給約款によって、供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29　電気の使用にともなうお客さまの協力

（1）　お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で一般送配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設していただきます。

イ　負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ　負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ　負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ　著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ　その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

（2）　お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用される場合は、（1）に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

30　供給の停止

（1）　お客さまが次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者により、そのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ　お客さまの需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社または一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

ハ　49（引込線の接続）に反して、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

（2）　お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるよう求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者によりそのお客さまについて電気の供給が停止されることがあります。

イ　お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ　電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合

ハ　契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ　低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合

ホ　28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合など、お客さまがこの供給約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与

することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合、または当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合

ヘ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

（3）　お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、26（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。

イ　契約電力をこえて接続供給を利用する場合

ロ　供給電力が契約電力を継続して下回る場合（供給契約の内容が、14（定額電灯）または15（従量電灯）の適用を受ける場合に限ります。）

（4）　（1）から（3）によって一般送配電事業者より電気の供給が停止される場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

31　供給停止の解除

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したと一般送配電事業者が判断したときには、すみやかに一般送配電事業者による電気の供給が再開されます。

32　供給停止期間中の料金

30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中についても、この供給約款に定めるところに従い、各料金をお支払いいただきます。

33　違約金

（1）　お客さまが 30（供給の停止）（2）ロからニまでに該当した場合、または需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合で、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申受けます。

（2）　（1）の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

（3）　不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で一般送配電事業者により決定される期間といたします。

34　供給の中止または使用の制限もしくは中止

（１）　次の場合には、一般送配電事業者により供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ　一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ　その他電気の需給上または保安上必要がある場合

（２）　（１）の場合には、一般送配電事業者により、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせがされます。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35　制限または中止の料金割引

当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、そのお客さまについては割引いたしません。

36　損害賠償の免責

（１）　9（供給の開始）（１）によって定めた供給開始日に電気を供給できない場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（２）　34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）（１）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（３）　30（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 42（契約の解除等）によって当社が供給契約を解除した場合もしくは 40（供給契約の終了）によってお客さまの申出により供給契約が終了した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

（４）　漏電その他の事故が生じた場合であっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

37　設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

イ　修理可能の場合

修理費

ロ　亡失または修理不可能の場合
　　帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ　契約の変更および終了

38　供給契約の変更

（１）　お客さまが電気の供給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

（２）　当社は、30 日前までに、当社が適切と判断した方法でお客さまに通知をしたうえ、この供給約款の内容を変更することがあります。お客さまにおいて、この変更に異議がある場合には、通知を受領してから 30 日以内に当社に対し異議を述べることができます。お客さまがこの期間内に異議を述べなかった場合には、変更に異議がないものとみなします。お客さまがこの期間内に異議を述べた場合には、この異議を中途解約に基づく終了通知とみなし、当社が異議を受けた日から１週間を経過した日に供給契約が終了するものとします。

（３）　この供給約款の変更にともない、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ　契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ　上記にかかわらず、この供給約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更をともなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

39　名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が指定する様式に従っていただきます。

40　供給契約の終了

（１）　お客さまが電気の使用を契約期間満了または中途解約により終了しようとされる場合は、中途解約においてはその終了期日を定めて、契約期間満了日または終了期日の１週間前までに当社所定の書面によって当社に通知していただきます。なお、お客さまが当社に終了通知をせずに他の電力会社に電気供給の申込みを行なったことによって、電力広域的運営

推進機関から当社に終了期日の通知がなされた場合には、同通知をお客さまの終了通知として扱うものとします。

（2） 前項の場合、供給契約は、次の場合を除いて、契約期間満了日またはお客さまが当社に通知された終了期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知がなされた終了期日に終了いたします。

イ 当社がお客さまの中途解約に基づく終了通知を終了期日の1週間前の日以降に受けた場合は、通知を受けた日から1週間を経過した日に供給契約が終了したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により供給を終了させるための処置ができない場合は、供給契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に終了するものといたします。

41 供給開始後の供給契約の終了または変更にともなう料金および工事費の精算

当社は、次に掲げる場合において、当社が一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から接続供給にかかる料金および工事費の精算を求められた場合、供給契約の終了または変更の日に、この一般送配電事業者から請求された金額をお客さまに精算していただきます。ただし、一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ロ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を終了しようとされる場合

ハ お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

ニ お客さまが契約容量または契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

42 契約の解除等

（1）次のいずれかに該当する場合には、当社は、供給契約を解除することができるものとし、当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済するものとします。

なお、この場合には、当社は、解除を行なう旨について解除を行なう 15 日前までに解除日を明示してお客さまにお知らせいたします。

イ 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合

ロ お客さまが、40（供給契約の終了）（1）による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合

ハ 支払期日を 10 日経過してもお客さまが料金等を支払われない場合

ニ お客さまがこの供給約款の規定（65（反社会的勢力の排除）の規定を含みます。）に違反

した場合

ホ　お客さまが差押もしくは競売または滞納処分を受けた場合

ヘ　お客さまが破産、民事再生その他の法的整理手続の申立てを受けた場合、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなした場合

（2）当社は、何らかの事由により、当社が電気供給を維持できなくなった場合には、お客さまに対する 15 日前の書面による通知をもって、供給契約を中途解約することができるものとします。

43　供給契約消滅後の債権債務関係

供給契約期間中の料金その他の債権債務は、供給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ　供給方法および工事

44　供給地点および施設

（１）　電気の供給地点（電気の供給が行なわれる地点をいいます。）は、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続点といたします。

（２）　供給地点は、需要場所内の地点とし、一般送配電事業者の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、需要場所以外の地点を供給地点とすることがあります。

イ　山間地、離島にある需要場所等、一般送配電事業者の電線路から遠隔地にあって将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ　一般送配電事業者の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ　1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が一般送配電事業者の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ　46（地中引込線）（４）により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ　その他特別の事情がある場合

（３）　供給地点に至るまでの供給設備は、一般送配電事業者の所有とし、工事費負担金として申受ける金額を除き、一般送配電事業者の負担で施設されます。

なお、一般送配電事業者によりお客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、変圧器、接続装置等の供給設備が施設される場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

（４）　付帯設備（（３）によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45　架空引込線

（１）　一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、一般送配電事業者が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、一般送配電事業者の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

（２）　供給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

（３）　引込線を取付けるためお客さまの需要揚所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お

客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、一般送配電事業者が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

（4） 当社または一般送配電事業者は、原則としてお客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 一般送配電事業者は、お客さまの補助支持物を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その補助支持物から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および補助支持物の管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者が行ないます。また、供給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより一般送配電事業者が管理を行なう引込線または補助支持物を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または補助支持物は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で施設されます。

46 地中引込線

（1） 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も一般送配電事業者の供給設備に近い接続点まで一般送配電事業者による施設が行われます。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 一般送配電事業者が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

（2） （1）により一般送配電事業者の供給設備と接続する電気設備の施設場所は、一般送配電事業者の供給設備の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

（3） 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。なお、こ場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ヵ引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含

みます。）

ロ　お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ　その他イまたはロに準ずる設備

（4）　接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、一般送配電事業者が、保安上または保守上適当と認めた場合は、（1）に準じて接続を行ないます。

47　連接引込線等

（1）　一般送配電事業者は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、連接引込線（1需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の供給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線によって当社の供給設備とお客さまの電気設備との接続をすることがあります。この場合、一般送配電事業者により、分岐装置がお客さまの土地または建物に施設されることがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

（2）　当社または一般送配電事業者は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ　一般送配電事業者によりお客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの連接引込線が施設されます。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は一般送配電事業者により行われます。また、供給地点は、一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ　イにより一般送配電事業者が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、一般送配電事業者が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、原則として、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により施設されます。

48　中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給するときには、当社または一般送配電事業者は、原則として共同引込線による 1 引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の 2 次側接続点までは、一般送配電事業者により施設されます。

49　引込線の接続

一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続は、一般送配電事業者により行われます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合に

は、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

50　計量器等の取付け

（１）　料金の算定のための使用電力量の計量に必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の 2 次配線および計量情報等を伝送するための通信装置等をいいます。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいいます。）は、原則として、一般送配電事業者が選定し、かつ、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取付けられます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取付けていただくことがあります。

イ　お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ　変成器の 2 次配線等で、とくに多額の費用を要する場合

（２）　計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取付けたときには、お客さまとの協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

（３）　計量器、その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、（１）によりお客さまが施設するものについては、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（４）　当社または一般送配電事業者は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

（５）　お客さまの希望によって計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

51　電流制限器等の取付け

（１）　需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担により取付けられます。

（２）　電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。

（３）　お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、一般送配電事業者からの請求に応じて実費相当額をお客さまから申受けます。

52　専用供給設備

（1）　一般送配電事業者は、次の場合にはお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ　お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ　29（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ　お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

（2）　（1）の専用設備は、供給地点（会社間連系点以外の供給地点をいいます。以下（2）において同様とします。）から供給地点に最も近い変電所（開閉器も含みます。）までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の受電電圧もしくは供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1 次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

（3）　一般送配電事業者は、供給設備を 2 以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、（1）イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ　2 以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

ロ　お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ　工事費の負担

53　一般供給設備の工事費負担金

（1）　お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は 1,000 メートル、地中の場合は 150 メートルといたします。）をこえるときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける（その超過こう長に次の金額を乗じてえた）金額をお客さまから工事費負担金として申受けます。

区　分	単　位	金　額
架空配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**3,410 円 00 銭**
地中配電設備の場合	超過こう長 1 メートルにつき	**27,170 円 00 銭**

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の 60 パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の 20 パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

（2）　工事費負担金の対象となる供給設備は、供給地点から供給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。

（3）　2 以上の供給地点にかかる配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ　2 以上のお客さまから共同して申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望される場合の工事費負担金の無償こう長は、（1）の無償こう長に供給地点の数を乗じてえた値といたします。

ロ　2 以上のお客さまから同時に申込みがあった場合、またはお客さまから 2 以上の供給地点について申込みがあり、かつ、一括して算定することを希望されない場合の工事費負担金は、供給地点ごとに算定いたします。この場合、供給地点の配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用する供給地点の数で除してえた値にその供給地点にかかって単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

（4）　架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の（1）の超過こう長は、次により算定いたします。

イ　地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ　架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{無償こう長}\end{array} - \begin{array}{c}\text{地中配電設備の}\\ \text{工事こう長}\end{array}\right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

（5） 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで供給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 12（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）に基づき算定される供給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1 メートルとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

（6） Ⅷ（工事費の負担）の各条項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯の場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトから交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

54 特別供給設備の工事費負担金

（1） お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受ける次の金額を工事費負担金として申受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

ロ 52（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（専用供給設備）（2）によるものといたします。

55　供給設備を変更する場合の工事費負担金

新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の供給に直接関係する場合に限ります。）は、49（引込線の接続）、50（計量器等の取付け）または 51（電流制限器等の取付け）によって実費相当額を申受ける場合を除き、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。また、29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、一般送配電事業者から請求を受けるその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

56　特別供給設備等の工事費の算定

54（特別供給設備の工事費負担金）および 55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

（１）　工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ　標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ　材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ　撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

（２）　お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、（１）に準じて算定いたします。

（３）　54（特別供給設備の工事費負担金）（１）の場合で、その工事費を 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に定める超過こう長 1 メートル当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められるときは、（１）および（２）にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 53（一般供給設備の工事費負担金）（１）に基づいて算定いたします。この場合、超過こう長 1 メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

（４）　工事費を一般送配電事業者により定められる単位当たりの金額に基づいて算定することが適当と認められる場合（（３）の場合を除きます。）は、（１）または（２）にかかわらず、工事費を当該金額に基づいて算定いたします。

（５）　一般送配電事業者が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ　鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ　管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数}-\text{予備孔数}}$$

（6）　特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き一般送配電事業者の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、53（一般供給設備の工事費負担金）または54（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、一般送配電事業者からの請求を踏まえその工事費の全額を工事費負担金として申受けます。

なお、この場合の工事費負担金の算定については、54（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

57　工事費負担金の申受けおよび精算

（1）　当社は、工事費負担金を一般送配電事業者による工事着手前に申受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申受けることがあります。この場合、供給開始日までに申受けます。

（2）　当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、当社が工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

（3）　工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ　53（一般供給設備の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ)　その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ　54（特別供給設備の工事費負担金）（53〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額に基づいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および55（供給設備を変更する場合の工事費負担金）に基づき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ)　設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ)　設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出までの期間が短いときを除きます。）

(ハ)　その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

（4）　一般送配電事業者は、当社の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、当社は、一般

送配電事業者からその専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申受けた工事費負担金との差額として返金を受けた金額をお客さまにお返しいたします。

（5） 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、一般送配電事業者から請求を受けた、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 53（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

58 供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで供給契約を廃止または変更される場合は、当社は、一般送配電事業者が要した費用の実費を一般送配電事業者からの請求に応じてお客さまから申受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、一般送配電事業者が測量監督等に多額の費用を要したときは、当社は一般送配電事業者からの請求に応じて、その実費を申受けます。

IX　保安

59　保安の責任

供給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者が所有する電気工作物については、一般送配電事業者が保安の責任を負い、当社はこれを負わないものとします。

60　調査

（１）　法令で定めるところにより、一般送配電事業者によりお客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかの調査が行われます。

なお、係員は、お客さまの求めに応じ、所定の証明書を提示いたします。

（２）　調査は、次の事項について行なわれます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ　絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ　接地抵抗値の測定

ハ　点検

（３）　（１）の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、一般送配電事業者によりお客さまにお知らせがされます。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

61　調査等の委託

（１）　一般送配電事業者より 60（調査）の業務の全部または一部について経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託がされることがあります。

（２）　（１）によって一般送配電事業者による委託が行われた場合には、一般送配電事業者より委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等で、お客さまにお知らせがされます。

62　調査に対するお客さまの協力

（１）　お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または登録調査機関に通知していただきます。

（２）　一般送配電事業者が、60（調査）（１）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

63　保安に対するお客さまの協力

（１）　次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただき

ます。この場合には、一般送配電事業者により直ちに適当な処置が行われます。

イ　お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ　お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）　お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

64　自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

イ　60（調査）

ロ　61（調査等の委託）

ハ　62（調査に対するお客さまの協力）

X　その他

65　反社会的勢力の排除

（1）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、次の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

イ　暴力団

ロ　暴力団員

ハ　暴力団準構成員

ニ　暴力団関係企業

ホ　総会屋等または社会運動等標ぼうゴロ

ヘ　その他前各号に準ずるもの

（2）　お客さまは、当社に対し、現在または将来にわたって、（1）の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的勢力等」といいます。）と次のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

イ　反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係

ロ　反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係

ハ　反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

ニ　その他反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

（3）　お客さまは、当社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

イ　暴力的な要求行為

ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為

ハ　取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

ニ　風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

ホ　その他イないしニに準ずる行為

66　管轄裁判所

（1）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について調停を申立てる場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、調停を申立てる裁判所といたします。

（2）　お客さまと当社は、この供給約款またはこの供給約款に関連する契約に関して生じたお客さまと当社の紛争について訴えを提起する場合、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

67　この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成 30 年 1 月 5 日から実施いたします。

附　　則

附　則

1　記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの使用電力量および契約電力については、次のとおりとします。

イ　移行期間における 30 分ごとの使用電力量

その 1 月のうち記録型計量器以外の計量器で計量する期間（以下「移行期間」といいます。）における 30 分ごとの使用電力量は、移行期間において計量された使用電力量を移行期間における 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。ただし、移行期間の使用電力量を時間帯区分ごとに計量する場合は、移行期間において各時間帯区分ごとに計量された使用電力量をそれぞれの時間帯区分の 30 分ごとの使用電力量として均等に配分してえられる値とします。

ロ　移行期間において料金の変更があった場合の 30 分ごとの使用電力量

この約款の規定に基づき、契約電力、契約電流または契約容量を定める場合で、移行期間において、契約種別、契約電力、契約電流または契約容量等を変更したことにより、料金に変更があったときは、移行期間における使用電力量を、料金の変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれ契約電力、契約電流または契約容量を乗じた値の比率により区分して算定します。

この場合、移行期間における料金の変更のあった日の前後の使用電力量を、イに準じて、30 分ごとの使用電力量として均等に配分します。

2　従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

（1）　従量電灯のお客さまで、共同住宅（1 建物に 2 以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1 供給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、15（従量電灯）（1）ニおよび（2）ホおよび（3）ニにかかわらず、（2）により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申出ていただきます。

イ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ　1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

（2）　料金は、各戸ごとに従量電灯のプランを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ　基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

ロ　電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、1 月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

別　　表

別　表

1　再生可能エネルギー発電促進賦課金

（1）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（2）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ　（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ　定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ)　定額制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ)　(ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたも

のといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

2 燃料費等調整

（１９） 各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と電源調整額の加減からなる燃料費等調整額の加減を適用するものとし、その具体的な内容については、それぞれ以下各項ならびに次の「3 燃料費調整」および「4 電源調整」の定めに従うものといたします。

（２０） N 月の検針日から N＋1 月の起算日の前日までの期間において使用される電気の料金（以下、本項において「対象電気料金」といいます。）に適用される燃料費等調整額の加減算は、対象電気料金の請求にて相殺または合算することで行うものとします。なお、減算する燃料費等調整額の金額が対象電気料金の金額を超過する場合、当該超過分を次月の電気料金の請求から減算するものとし、その後も同様とします。

（２１） 当社は、当社の裁量により、燃料費等調整額の加減算について、当社が適切と判断した方法により事前にお客さまに通知することで、燃料費等調整額の全部または一部の加減算を分割にて行うことまたは燃料費等調整額の一部または全部を加算しないことができるものとします。ただし、燃料費等調整額の加減算を分割にて行っているお客さまの需給契約が終了する場合、需給契約が終了した日時点において料金に加減算していない燃料費等調整額の残額の合計金額については、最終の料金の請求時に一括して加減算するものとします。

3 燃料費調整

（１） 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格=A×α+B×β+C×γ

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α=0.0053

β=0.1861

γ=1.0757

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当

たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

(ロ)　1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{(2)\text{の基準単価}}{1{,}000}$$

ハ　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の5月の検針日から 6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の6月の検針日から 7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の7月の検針日から 8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の8月の検針日から 9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の9月の検針日から 10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の10月の検針日から 11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の11月の検針日から 12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	その年の12月の検針日から 翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から 2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から	翌年の2月の検針日から

12 月 31 日までの期間	3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ニ　燃料費調整額

(イ)　定額制供給の場合

燃料費調整額は、ロによって算定された契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ)　従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量から最低月額料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

（2）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ　定額制供給の場合

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電灯	10 ワットまでの 1 灯につき	**53 銭 0 厘**
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	**1 円 05 銭 9 厘**
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**2 円 11 銭 9 厘**
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**3 円 17 銭 9 厘**
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**5 円 29 銭 8 厘**
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**5 円 29 銭 8 厘**
小型機器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**1 円 58 銭 3 厘**
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**3 円 16 銭 5 厘**
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**1 円 58 銭 3 厘**

ロ　従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**13 銭 6 厘**

（3）　燃料費調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、燃料費調整単価を掲示いたします。

4　電源調整

（1）　電源調整額の算定

イ　　電源調整単価

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電源調整単価＝（固定価格＋変動価格）×消費税

ロ　　固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1キロワット時につき	**5円28銭**

ハ　　変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

変動価格＝市場調整価格×基準単価

(イ)市場調整価格

供給区域に応じた1キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、または、13円00銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a)　1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－7円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(b)　1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合
市場調整価格　＝（平均市場価格－13円00銭）×時間帯区分係数÷(1-損失率)

(ロ)平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)09:00から15:00、(ii)15：00から21：00、(iii)21：00から09：00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ　　時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その

内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
九州	(i)09：00 から 15:00	0.40
	(ii)15：00 から 21：00	0.40
	(iii)21：00 から 09：00	0.20

ホ　　損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定める損失率といたします。

ヘ　　基準単価

基準単価は、平均市場価格が 1 円 00 銭変動した場合の値とし、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前月までに当社が適切と判断した方法により通知いたします。なお、基準単価の上限値は次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	**1 円 00 銭**

（2）　電源調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された電源調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)　各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均市場価格算定期間	電源調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間	その年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（閏年となる場合は、2 月 29 日までの期間）	その年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間

毎年 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	その年 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から 翌年の 1 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均市場価格算定期間に対応する電源調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

（3） 電源調整単価の掲示

当社は、当社が適切と判断した方法により、電源調整単価を掲示いたします。

5 契約負荷設備の総容量の算定

（1） 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値に基づき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

（2） 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量に基づき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

6 負荷設備の入力換算容量

（1） 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×150 パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) ×125 パーセント

低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) ×200 パーセント	

ロ　ネオン管灯

2 次電圧 （ボルト）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ　スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換　算　容　量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

ニ　水銀灯

出力 （ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

（2）　誘導電動機

イ　単相誘導電動機

(イ)　出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0

パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換　算　容　量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力（ワット）×133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ　3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力）　　×93.3 パーセント
出力（キロワット）×125.0 パーセント

（3）　レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧（キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力）（キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3

		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルト ピーク超過 100 キロボルト ピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルト ピーク超過 125 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルト ピーク超過 150 キロボルト ピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量　0.75 マイクロファラッド以下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下		3

（４）　電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ　日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

入力（キロワット）＝　最大定格１次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

ロ　イ以外の場合

入力（キロワット）＝　実測した１次入力（キロボルトアンペア）
×70 パーセント

（５）　その他

イ　（１）、（２）、（３）および（４）によることが不適当と認められる電気機器の換算容量

（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ　動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ　予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

7　加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100\,\text{パーセント}\times\{\text{電熱器総容量}\}+90\,\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率 }90\,\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}+80\,\text{パーセント}\times\left\{\begin{matrix}\text{力率 }80\,\text{パーセントの}\\ \text{機器総容量}\end{matrix}\right\}}{\text{機　器　総　容　量}}$$

8　進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

（1）　一照明用電気機器

イ　けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 （ボルト）	管灯の定格消費電力 （ワット）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）
100	10	4.5
	15	5.5
	20	9
	30	11
	40	17
	60	21
	80	30
	100	36
200	40	4.5
	60	5.5
	80	7
	100	9

ロ　ネオン管灯（標準周波数 60 ヘルツの場合といたします。）

2 次電圧 （ボルト）	コンデンサ取付容量 （マイクロファラッド）

3,000	30
6,000	50
9,000	75
12,000	100
15,000	150

ハ　水銀灯（標準周波数 60 ヘルツおよび 60 ヘルツの場合といたします。）

出力（ワット）	コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	
	100 ボルト	200 ボルト
50 以下	30	7
100 以下	50	9
250 以下	75	15
300 以下	100	20
400 以下	150	30
700 以下	250	50
1,000 以下	300	75

（２）　誘導電動機

イ　個々にコンデンサを取付ける場合

(イ)　単相誘導電動機

電動機定格出力（キロワット）		0.1	0.2	0.25	0.4	0.55	0.75	1.1
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	使用電圧 100 ボルト	50	75	75	75	100	100	100
	使用電圧 200 ボルト	20	20	30	30	40	40	50

(ロ)　3 相誘導電動機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

電動機定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	50 ヘルツ	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600
	60 ヘルツ	10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ　一括してコンデンサを取付ける場合

やむをえない事情によって 2 以上の電動機に対して一括してコンデンサを取付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

（3） 電気溶接機（使用電圧 200 ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力（キロボルトアンペア）	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量（マイクロファラッド）	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の 50 パーセントといたします。

（4） その他

（1）、（2）および（3）によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

9 契約容量および契約電力の算定方法

15（従量電灯）（2）ニ(ロ)または 16（低圧電力）（4）ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1） 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1{,}000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2） 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1{,}000}$$

10 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

（1） 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった

場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ　前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ　前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（2）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（3）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（4）　参考のために取付けた計量器の計量による場合

参考のために取付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、50（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

（5）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100パーセント}　+（\pm\text{誤差率}）}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ　お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ　当社または一般送配電事業者が発見して測定したときは、発見の日の属する月

11　日割計算の基本算式

（1）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が暦日数を超える場合には次の算式を適用せず、日割計算を行わないものといたします。

イ　基本料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}　\times　\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ　従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{各段階料金適用電力量}＝\text{各段階の閾値}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

算定された各階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とします。

ハ　日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ニ　日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

（２）　電気の供給を開始し、または供給契約が終了した場合の（１）イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ　電気の供給を開始した場合

供給開始日が属する月の暦日数といたします。

ロ　供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ハ　供給を開始した後、同一の料金算定期間中に供給契約が終了した場合

供給終了日が属する月の暦日数といたします。

ニ　契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合、変更前の契約終了日および変更後の契約開始日の属する月の暦日数といたします。

（３）　定額制供給の場合または 20（使用電力量の計量等）（７）の場合は、電気の供給を開始し、または供給契約が消滅したときの（１）にいう検針期間の日数は、（２）に準ずるものといたします。

（４）　（１）から（３）にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。

12　標準設計基準

（１）　高圧および低圧電線路

イ　電圧降下の許容限度

高圧および低圧の電線路における電圧降下の許容限度は、次のとおりといたします。

なお、この場合の電線路は、供給地点から供給地点に最も近い発電所、変電所または供給用変圧器の引出口までといたします。

公称電圧 / 区域	高圧		低圧	
	3,300 ボルト	6,600 ボルト	100 ボルト	200 ボルト
市街地		300 ボルト	6 ボルト	20 ボルト
その他	150 ボルト	600 ボルト	6 ボルト	20 ボルト

ロ　電線路の経路

高圧および低圧の電線路の経路は、技術上支障のない範囲で電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

ハ　電線路の種類

高圧および低圧の電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路の施設が法令上認められない場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には、その他の方法によります。

ニ　架空電線路

(イ) 電線路の施設方法

a 高圧および低圧の電線路は、単独の電線路の新設、他の電線路との併架、電線の張替または負荷の分割のうち、技術上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧の電線路を単独で施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧および低圧の電線路の支持物は、原則として工場打ち鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当と認められる場合には、鉄筋コンクリート鋼管複合柱、鋼管柱、木柱等を使用いたします。

(ハ) 径間

高圧および低圧の電線路の径間は、原則として次によります。

施設地域	径間
市街地	30 メートル
その他	40 メートル

(ニ) 支持物の長さ

高圧および低圧の電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、根入れ、電線の弛度、装柱等の施設場所の状況から、この長さ以外のものを使用することがあります。

施設地域 / 装柱	市街地	その他
高圧	15 メートル	15 メートル
高低圧併架	15 メートル	15 メートル
低圧	12 メートル	12 メートル
低圧引込	6.9 メートル	6.9 メートル

(ホ) がいしの種類

高圧および低圧の電線路で使用するがいしは、次によります。

		引通箇所	引留箇所
高圧		高圧中実がいし 高圧クランプがいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし 高圧中実耐張がいし
低圧	本線	低圧ピンがいし 低圧引留がいし	低圧引留がいし
	引込線	低圧引留がいし、多溝がいし、平形がいし、 分割ねじ込みがいし（普通、長足）	

(ヘ) 装柱

高圧電線路および電力用低圧電線路については、水平配列による装柱とし、電灯用低圧電線路については、垂直配列による装柱といたします。ただし、他の電気工作物、樹木等との離隔距離を確保するため、または消防活動の円滑化等地域の事情により、D型装柱、スペーサー装柱、架空ケーブル装柱等の特殊な装柱とすることがあります。

(ト) 付属材料の種類

a 高圧電線路および電力用低圧電線路を水平配列とする場合は、軽腕金を施設いたします。

b 支柱、支線柱は、技術上適当と認められるコンクリート柱等といたします。

c 変圧器の 1 次側に使用する開閉器は、高圧カットアウトといたします。

d 高圧の電線路を保守するため、電線路の分岐箇所その他必要な箇所に、自動式または手動式の高圧負荷開閉器を施設いたします。

(チ) 電線の種類および太さ

a 高圧および低圧の電線は、導体が銅線、アルミ線または鋼心アルミより線の絶縁電線または架空ケーブルといたします。

b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、短絡容量、機械的強度等に応じて次の中から選定いたします。

電圧＼電線の種類		銅線	アルミ線	ケーブル
高圧			公称断面積 32 平方ミリメートル以上	公称断面積 38 平方ミリメートル以上
低圧	本線		公称断面積 32 平方ミリメートル以上	公称断面積 38 平方ミリメートル以上
	引込線	直径 2.6 ミリメートル以上	公称断面積 120 平方ミリメートル以上	直径 2.0 ミリメートル以上

c 電線の許容電流は、次によります。

(単位:アンペア)

		単線（ミリメートル）			より線（平方ミリメートル）											
		2.0	2.6	3.2	5.5	8	14	22	32	38	60	100	120	150	200	240
高圧絶縁電線	鋼心アルミより線（ACSR-OE 線）								132				288			
	硬アルミ線（HAL-OC 線）															530
高圧架空ケーブル(CVT-SS, HCVT-SS)	トリプレックス型自己支持形高圧架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル									155		275			475	
縁廻し用電線	銅線（IJP）															
高圧引下用電線(PDC 線)					72											
低圧絶縁電線	鋼心アルミより線（ACSR-OE 線）								132				288			

600 ボルトビニル絶縁電線 (IV 線)			48			61		115		162						
低圧架空ケーブル (SHVVQ-SS)	クオーレックス型自己支持形特殊耐熱ビニル絶縁ビニルシースケーブル (150 平方ミリメートル×2+100 平方ミリメートル×2)											270		340		
ビニル外装ケーブル (SV ケーブル)	2 心(2SV)	27	39			51	70			138	188	259				
	3 心(3SV)		34			45	65	86		121	165	217		286		
引込用ビニル絶縁電線 (DV 線)	2 個より(2DV)3 個より(3DV)		38	50			70			130						
	3 個より(3DV)		34	44			62	80		113	152					

（注）電線およびケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格(JCSO168-1:2004)に準じた算定方法に施設条件を考慮して算出してあります。

(リ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、技術上、経済上適当と認められるものを次の中から選定いたします。

容量（キロボルトアンペア）
10,20,30,50,75,100,50+125,30+70,20+50,10+30,15+50,20+75

(ヌ) 耐雷設備の施設

電線路には、避雷器、架空地線その他の技術上、経済上合理的な耐雷設備を施設いたします。

(ル) 耐塩設備の施設

塩害発生のおそれの多い地域に施設する電線路には、耐塩がいし類その他の耐塩構造の設備を施設いたします。

ホ 地中電線路

(イ) 電線路の施設方法

高圧および低圧の電線路は、管路式、暗きょ式または直埋式のうち、技術上支障のない範囲でいずれか経済的な方法により施設いたします。

(ロ) ケーブルの選定

ケーブルは、許容電流、電圧降下、短絡容量、施設方法等に応じて次の中から選定いたします。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格（JCS0168-1:2004）の算定方法に施設条件を考慮して算定いたします。

	6,600 ボルト	100 ボルトまたは 200 ボルト		
種類	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (トリプレックス型)(CV-T ケーブル)	架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル (クワドループレックス型)(CV-Q ケーブル)	600 ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル (SV ケーブル)	
線心数	3	4	2	3
公称断面積 (平方ミリメートル)	60	60	8	8
	150	150	14	14
	250	250	38	22
	325		60	38
	500		100	60
				100
				150

(ハ) 多回路開閉器、低圧分岐装置および低圧屋側分岐箱の施設

a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b 低圧分岐装置または低圧屋側分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(ニ) 高圧で電気を供給する場合は、地中電線路からπ型の引込線（π引込みといいます。）を施設いたします。

ヘ その他

技術上その他やむをえない場合で、中高層集合住宅等への供給のために当社がお客さまの土地または建物内に変圧器等の供給設備を施設するときは、お客さま施設柱方式、集合住宅用の変圧器方式または供給用変圧器室（棟）方式のいずれかによります。

（2） 変電設備

イ しゃ断器の選定

しゃ断器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および現に構成され、または今後 10 年のうちに構成されることが予想されている系統について計算した短絡容量を基準として、最小のものといたします。

ロ 断路器の選定

断路器は、系統電圧に応じた最大負荷電流を基準として、最小のものといたします。

ハ 変流器の選定

変流器は、系統電圧に応じた最大負荷電流および事故電流を基準として、最小のものといたします。

ニ 配電盤に取付ける装置

配電盤には、電流計、電力計、電圧計、しゃ断器操作用ハンドルその他運転に必要な装置を取付けます。

ホ 保護装置の施設

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための適切な保

護装置を施設いたします。

（３）　その他

この標準設計基準に定めのない場合は、技術基準その他の関係法令等に基づき、技術上適当と認められる設計によります。この場合にはその設計を標準設計といたします。

【別紙】

1　定額電灯の料金

料金は、需要家料金、電力量料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の需要家料金は、半額といたします。

1 契約につき	**55 円 00 銭**

ロ　電灯料金

（イ） 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	**97 円 62 銭**
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	**150 円 15 銭**
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	**257 円 39 銭**
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	**363 円 54 銭**
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	**576 円 92 銭**
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	**576 円 92 銭**

（ロ） ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

（ハ） 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ　小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 6（負荷設備の入力換算容量）によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**257 円 57 銭**
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	**393 円 06 銭**
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	**197 円 07 銭**

2　3 段階料金の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約電流 10 アンペア	**719 円 00 銭**
契約電流 15 アンペア	**928 円 50 銭**
契約電流 20 アンペア	**1,138 円 00 銭**
契約電流 30 アンペア	**1,407 円 00 銭**
契約電流 40 アンペア	**1,626 円 00 銭**
契約電流 50 アンペア	**2,045 円 00 銭**
契約電流 60 アンペア	**2,464 円 00 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**17 円 39 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	**22 円 99 銭**
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	**25 円 99 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金（燃料費等調整額は含みません。）に応じ、下記の通り割引をいたします。また、販売代理店毎に定額の割引金額が

設定される場合があります。ただし、割引額がイおよびロによって算定された基本料金および電力量料金の合計金額を上回る場合、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみをお支払い頂きます。

10,000 円をこえる場合	**5%**

ニ　最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その１月の料金は、次の最低月額料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

１契約につき	**314 円 79 銭**

3　定率割の料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表２（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。また、販売代理店毎に割引金額が設定される場合があります。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします（基本料金の割引がある場合は、割引後の基本料金額から半額といたします)。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	**419 円 00 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	**17 円 39 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	**22 円 99 銭**
300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	**25 円 99 銭**

ハ　料金割引

イおよびロによって算定された基本料金､電力量料金(燃料費等調整額は含みません。)の合計金額より、契約容量に応じて１契約につき下記のとおり料金を割引いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合は割引されません。また、販売代理店ごとに定額の割引がされる場合があります。その際、割引額がイおよびロによって算定された基本料金と電力量料金の合計金額を上回る場合、その１月の料金は、別表１（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課

金相当額といたします。

契約容量 6～10 キロボルトアンペア	**5%**
契約容量 11～20 キロボルトアンペア	**8%**
契約容量 21 キロボルトアンペア以上	**12%**

4　一律単価料金（CO2 ゼロホームプラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	1 キロワット時につき	**27 円 01 銭**

5　一律単価料金（CO2 ゼロショッププラン）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

スマ電 CO2 ゼロ	1 キロワット時につき	**33 円 77 銭**

6　時間帯別料金（CO2 ゼロホームプラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**27 円 41 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**30 円 21 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

7　時間帯別料金（CO2 ゼロショッププラン＋(プラス)）

料金は、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって

算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の昼間時間帯使用電力量より算定した昼間の電力量料金と、その 1 月のその他時間帯使用電力量より算定したその他の電力量料金の合算によって算定いたします。

昼間の電力量料金	1 キロワット時につき	**34 円 17 銭**
その他の電力量料金	1 キロワット時につき	**36 円 97 銭**

なお、昼間時間とは毎日午前 9 時から午後 3 時までの時間をいい、その他時間とは昼間時間以外の時間をいいます。

8　低圧電力（季節別プラン・CO2 ゼロプラン）

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。

イ　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	**1,093 円 78 銭**

ロ　電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	**17 円 07 銭**	**15 円 38 銭**

ハ　その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。